資料３－１

令和７年 第２回定例会 総務企画委員会資料

提出議案補足資料

第 89 号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する

条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

令和７年６月 11 日

政 策 企 画 部

条　例　（案）　の　概　要

政策企画部　情報システム課

条例の名称	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例**【一部改正】**
1　制定（改正）の理由・根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の一部改正
2　制定（改正）の目的	法の一部改正により、法定事務と性質が同一の事務として個人番号を利用可能な準法定事務が規定されたことから、所要の改正をしようとするもの
3　背景・必要性	準法定事務が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第１項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和６年デジタル庁・総務省令第８号。以下「命令」という。）において規定されたことから、命令と重複する個人番号を独自に利用する事務（以下「独自利用事務」という。）を削除する必要がある。
4　内　容	命令と重複する以下の独自利用事務を削除する。 ア　私立高等学校等学び直し支援金の支給事務 イ　私立高等学校等又は私立高等学校の専攻科に係る奨学給付金事業による給付金の支給事務 ウ　生活に困窮する外国人住民に対する保護に関する事務 エ　県立高等学校等学び直し支援金の支給事務 オ　公立高等学校等又は公立高等学校の専攻科に係る奨学給付金事業による給付金の支給事務 カ　県立高等学校の専攻科修学支援金の支給に係る事務
5　効果・影響	行政手続における個人番号利用の根拠を条例による独自利用事務から法に基づく準法定事務へ変更するものであり、実務への影響はない。
6　施行日	公布の日
7　参考事項	付則において、茨城県住民基本台帳法施行条例について同内容の改正を行う。

参　考

条例改正議案「新旧対照表」目次

改正条例の名称	頁
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	4

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成28年茨城県条例第16号）新旧対照表

改正案	現行
（趣旨） 第１条　この条例は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項及び第４項の規定に基づき，次条第１号に規定する個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項及び第４項の規定に基づき，個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
第２条・第３条　（略）	第２条・第３条　（略）
第４条　私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第２条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者その他の規則で定める者は，別表第１の１の項の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができる。	第４条　私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第２条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者その他の規則で定める者は，別表第１の１の項，２の項及び３の項の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができる。
第５条　（略）	第５条　（略）
別表第１（第３条第１項関係）	別表第１（第３条第１項関係）

執行機関	事務
（削除）	（削除）
（削除）	（削除）
1　知事	私立の高等学校等（高等学校の通信制課程，特別支援学校の高等部，高等専門学校及び各種学校を除く。）に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための補助金（私立の高等学校等の設置者が行う入学金の減免に係るものに限る。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
（削除）	（削除）

執行機関	事務
1　知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生（高等学校等を退学し，再び私立の高等学校等に入学した者に限る。）の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金（授業料に係るものに限る。）の支給に関する事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの
2　知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校の専攻科に在学する生徒又は学生の教育に係る経済的負担を軽減するための給付金（就学のため必要な経費（授業料を除く。）に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3　知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部及び高等専門学校を除く。）又は高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための補助金（私立の高等学校等の設置者が行う入学金又は授業料の減免に係るものに限る。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
4　知事	生活に困窮する外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に対する保護に関する事務（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じて行われるものに限る。以下同じ。）であって規則で定めるもの

2　知事	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている中学校就学の始期から満20歳に達するまでの者に対し行われる医療（当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。以下同じ。）に要した費用の負担を軽減するための医療費の支給に関する事務（同法による小児慢性特定疾病医療費の支給に準じて行われるものに限る。以下同じ。）であって規則で定めるもの		5　知事	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている中学校就学の始期から満20歳に達するまでの者に対し行われる医療（当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。以下同じ。）に要した費用の負担を軽減するための医療費の支給に関する事務（同法による小児慢性特定疾病医療費の支給に準じて行われるものに限る。以下同じ。）であって規則で定めるもの
3　知事	茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）による特別県営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの		6　知事	茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）による特別県営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4　県教育委員会	公立の特別支援学校への幼児，児童若しくは生徒の就学又は県が設置する中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）への生徒（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級の生徒に限る。）の就学による経済的負担を軽減するための就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの		7　県教育委員会	公立の特別支援学校への幼児，児童若しくは生徒の就学又は県が設置する中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）への生徒（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級の生徒に限る。）の就学による経済的負担を軽減するための就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの
（削除）	（削除）		8　県教育委員会	県が設置する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生（高等学校等を退学し，再び県が設置する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に入学した者に限る。）の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金（授業料に係るものに限る。）の支給に関する事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの
（削除）	（削除）		9　県教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校の専攻科に在学する生徒又は学生の教育に係る経済的負担を軽減するための給付金（就学のため必要な経費（授業料を除く。）に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
（削除）	（削除）		10　県教育委員会	県が設置する高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金（授業料に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２（第３条第１項，第２項関係）

執行機関	事務	特定個人情報
（削除）	（削除）	（削除）

別表第２（第３条第１項，第２項関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1　知事	生活に困窮する外国人住民に対する保護に関する事務であって規則	1　災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 2　児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費，療育の給付又は障害児入所給付

				で定めるもの	費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 3　児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 4　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 5　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当，障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 6　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 7　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

					8　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費，自立支度金，一時金，支援給付，配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 9　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの 10　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 11　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
1　知事	児童福祉法第6条の2第1項に	1　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金	2　知事	児童福祉法第6条の2第1項に	1　生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金

	規定する小児慢性特定疾病にかかっている中学校就学の始期から満20歳に達するまでの者に対し行われる医療に要した費用の負担を軽減するための医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	若しくは進学準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの		規定する小児慢性特定疾病にかかっている中学校就学の始期から満20歳に達するまでの者に対し行われる医療に要した費用の負担を軽減するための医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2　知事	茨城県県営住宅条例による特別県営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの 2　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの 3　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの	3　知事	茨城県県営住宅条例による特別県営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	1　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの 2　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの 3　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの

茨城県住民基本台帳法施行条例（平成14年条例第43号）新旧対照表

改正案	現行
第１条～第７条　（略）	第１条～第７条　（略）
別表第１（第２条関係） （削除） （削除） 1　私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律	別表第１（第２条関係） 1　私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第２条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生（高等学校等を退学し，再び私立の高等学校等に入学した者に限る。）の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金（授業料に係るものに限る。）の支給に関する事務（同法によるものを除く。）であって規則で定めるもの 2　私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校の専攻科に在学する生徒又は学生の教育に係る経済的負担を軽減するための給付金（就学のため必要な経費（授業料を除く。）に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの 3　私立の高等学校等（特別支援学校の高等部及び高等専門学校

（平成22年法律第18号）第２条に規定する高等学校等（高等学校の通信制課程，特別支援学校の高等部，高等専門学校及び各種学校を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための補助金（私立の高等学校等の設置者が行う入学金　　の減免に係るものに限る。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの ２～８　（略） （削除） ９～33　（略） 別表第２（第３条関係） <table><tr><th>知事以外の執行機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>教育委員会</td><td>1　茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例（昭和62年茨城県条例第31号）による奨励資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの 2　公立の特別支援学校への幼児，児童若しくは生徒の就学又は県が設置する中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）への生徒（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級の生徒に限る。）の就学による経済的負担を軽減するための就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの （削除） （削除） （削除）</td></tr></table>	を除く。）又は高等学校の専攻科　　に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための補助金（私立の高等学校等の設置者が行う入学金又は授業料の減免に係るものに限る。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの ４～10　（略） 11　生活に困窮する外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）に対する保護に関する事務（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じて行われるものに限る。）であって規則で定めるもの 12～36　（略） 別表第２（第３条関係） <table><tr><th>知事以外の執行機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>教育委員会</td><td>1　茨城県地域改善対策進学奨励資金貸与条例（昭和62年茨城県条例第31号）による奨励資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの 2　公立の特別支援学校への幼児，児童若しくは生徒の就学又は県が設置する中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）への生徒（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級の生徒に限る。）の就学による経済的負担を軽減するための就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの 3　県が設置する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒又は学生（高等学校等を退学し，再び県が設置する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に入学した者に限る。）の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金（授業料に係るものに限る。）の支給に関する事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの 4　国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校の専攻科に在学する生徒又は学生の教育に係る経済的負担を軽減するための給付金（就学のため必要な経費（授業料を除く。）に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの 5　県が設置する高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための支援金（授業料に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr></table>

	3　茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号）による奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの 4　茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和52年茨城県条例第24号）による修学奨励資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの 5　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号）による奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの 6　茨城県育英奨学資金貸与条例（平成16年茨城県条例第46号）による奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの		6　茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号）による奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの 7　茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和52年茨城県条例第24号）による修学奨励資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの 8　茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号）による奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの 9　茨城県育英奨学資金貸与条例（平成16年茨城県条例第46号）による奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
（略）		（略）	

資料３－２

令和７年 第２回定例会 総務企画委員会資料

令和７年度　政策企画部主要事業の経過等

１　報告事項の概要等 ･････････････････････････････････ ２

２　ひたちなか大洗リゾート構想について ･････････････ ６

３　令和７年国勢調査の実施について ･･････････････････ ８

４　茨城県水道事業広域連携推進方針（改定版）の
　　策定について ･･････････････････････････････････ ９

５　Okukuji「X(クロス)」の開催について ･････････････ 11

６　チャレンジプランＮＥＸＴ 県北からはじまる、活力
　　があり、持続可能な地域の実現 の取組について････ 12

令和７年６月 11 日

政 策 企 画 部

１　報告事項の概要等

（１）ひたちなか大洗リゾート構想について

○　ひたちなか・大洗地域において、地域の魅力あふれる洗練されたリゾートを目指し、「ひたちなか大洗リゾート構想」に基づき、地元市町等と連携しながら、観光消費額の向上や地域のブランディングに取り組んでいる。

○　本年８月には、４回目となるカジキ釣り国際大会を中心とする総合イベント「IBARAKI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL in Hitachinaka-Oarai Resort」を開催するが、大会アンバサダーの起用や、メキシコ大使館と連携したフードフェス等の開催、地元店舗が参加チームを応援する「サポーター店制度」の拡充により、大会のさらなる盛り上げを図る。

○　さらに、地域の魅力あるコンテンツを物語で連動させ、発信する「ストーリーブランディング」を実施。

（２）令和７年国勢調査の実施について

○　令和７年10月１日を基準日とし、人口や世帯の実態を把握する最も基本的で重要な統計調査である国勢調査を実施。

○　今回の国勢調査では、統計調査員の事務負担軽減等の観点から、これまで調査員が配布していた調査関係書類を、地域を限定して郵送により配布することが可能となる予定であり、本県でも一部地域で導入予定。

（３）茨城県水道事業広域連携推進方針（改定版）の策定について

○　県では、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするため、「茨城県水道ビジョン」に基づき、「施設の全体最適化」や、県企業局と市町村等との「経営の一体化」によるスケールメリットを活かした経営など、市町村等と連携して水道事業の広域連携について検討・調整を実施。

○　令和５年３月に、市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を検討するための素案として、推進方針を策定し、調整を進めた結果、令和７年２月に「経営の一体化に関する基本協定」を 21 市町村と締結。これを受け、推進方針を令和７年３月に改定。

○　今後、茨城県広域的連携等推進協議会において、市町村とともに経営統合に向けた諸条件の調整を進め、３年程度での経営の一体化実現を目指す。

（４）Okukuji「X(クロス)」の開催について

○　本県が誇る２大アウトドア資源であるサイクルルート「奥久慈里山ヒルクライムルート」とトレイルコース「常陸国ロングトレイル」を活用した国内唯一無二のサバイバルレース Okukuji「X」 を開催。

○　レースの開催を通じ、両コースの知名度向上を図るとともに、会場で地元産品を提供するなど、本県の魅力を国内外に広く発信する。

（５）チャレンジプランＮＥＸＴ 県北からはじまる、活力があり、持続可能な地域の実現 の取組について

○　地域内外の多様な力を結集させ、相互の強みを活かしながら、地域における主体的な活動と、ヒト・モノの好循環とを生み出し、取組の成果を他の人口減少が進む地域へも波及させるなど、県北地域はもとより県全体の発展を目指すため、基本的な考え方や施策を体系的に整理した「チャレンジプランＮＥＸＴ　県北からはじまる、活力があり、持続可能な地域の実現」（平成 31 年２月策定。令和６年３月改定。）に基づき、取組を実施。

○　「活力があり、持続可能な地域」を目指し、①やりがいを感じる【仕事づくり】、②活力あふれる地域の【にぎわいづくり】、③地域の発展を担う【人づくり】の３つの柱の下、臨海部や山間部の地域特性や強みを最大限活かしつつ、より広い観点に立って施策を推進。

（６）県出資団体等改革工程表（資料３－３関係）

○　県出資団体等調査特別委員会の提言に基づき、政策企画部所管の「鹿島都市開発株式会社」及び「鹿島臨海鉄道株式会社」の改革工程表を提出。

（７）公の施設等に係る運営状況報告書（資料３－４関係）

○　令和７年度の所管施設数は５施設。このうち、出資団体等所有施設は２施設。

○　令和６年度と比較して、１施設の増となっているが、りんりんスクエア土浦を所管するスポーツ推進課が県民生活環境部から政策企画部に移管されたことによるもの。

○　鹿島都市開発株式会社が所有する鹿島セントラルビルについては、令和６年 10 月９日に、県有地である敷地とあわせて民間資本に売却するとともに、同社のホテル事業等についても譲渡した。

○　大洗鹿島線については、令和６年 10 月に運賃改定を行い、収支改善に努めている。

（８）令和６年度包括外部監査の結果及び今後の対応について（資料３－５関係）

○　昨年度は「基金等の管理と運用について」をテーマに、政策企画部では、３機関を対象として監査が実施された。監査の結果、指摘が２件、意見が１件あったため、対応措置について報告する。

（９）議員提案条例の執行状況等報告（資料３－６関係）

○　「茨城県健康長寿日本一を目指す条例」について、政策企画部が関連する施策の実施状況及び成果について報告する。

２　ひたちなか大洗リゾート構想について

（１）目　的

多くの観光資源に恵まれたひたちなか・大洗地域について、ひたちなか大洗リゾート構想に基づき、地元市町や関係団体と連携し、その豊かな観光資源を結び付けることで、地域の魅力あふれる洗練されたリゾートを目指す。

（２）令和６年度の取組状況

①　県の取組

ア　IBARAKI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL in Hitachinaka-Oarai Resort

・世界的にも富裕層に人気のあるマリンレジャーであるカジキ釣りの国際大会。
・カジキ釣り大会の参加者や来場者と地域をつなぐサポーター店制度を新たに導入。
・世界的に有名なカジキ釣り大会の開催地であるメキシコの大使及び大会会長を招待。

【開 催 日】令和６年８月 30 日（金）～9 月１日（日）
※台風の影響により 30 日の大会・イベント、31 日の一部イベントが中止
【開催場所】大洗町・ひたちなか市
【参加者等】カジキ釣り（大洗マリーナ(茨城県沖)）　外国人３人を含む約 190 人
陸上イベント（大洗港区第４埠頭、おさかな市場）約 2,400 人

カジキ釣り国際大会表彰式（R6.9.1）

駐日メキシコ大使との対談(R6.9.1)

イ　地域ブランドの高付加価値化

・「花絶景」をコンセプトとし、花を楽しめる県内スポットの魅力をインスタグラムなどのデジタルプラットフォームで発信するプロモーションを実施。
・絶景プロデューサー「詩歩」氏などを審査員とするフォトコンテストを実施。

【投稿媒体】インスタグラム
【投 稿 数】第１期(5～8 月)：1,522 件、第２期(9 月～2 月)：1,478 件
計 3,000 件

「花絶景」プロモーション発表会（R6.4.18）

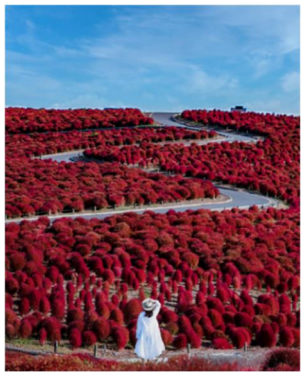
花絶景フォトコンテスト　大賞作品　第１期（左）・第２期（右）

②　ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会の取組

・渋滞対策（秋季の繁忙期に実施）
・周遊バス運行（秋季の繁忙期に実施）
・ほしいもシェイクフェアの開催（令和６年 12 月～７年２月）

（３）今年度の取組

①　県の取組

ア　IBARAKI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL in Hitachinaka-Oarai Resort

・４回目となるカジキ釣り国際大会を中心とする総合イベント。
・当大会を盛り上げるため、大会アンバサダー就任式を開催するほか、メキシコ大使館と連携したフードフェス等の開催により、さらなるメキシコとの関係を強化。
・大会参加者や一般観光客の地域での周遊や消費喚起や理解促進を図るため、地元店舗が参加チームを応援する「サポーター店制度」を拡充。
【開 催 日】令和７年８月 29 日（金）～31 日（日）
【開催場所】大洗町・ひたちなか市

大会アンバサダーの就任発表会(R7.5.24)

イ　地域ブランドの高付加価値化

・地域の歴史や自然、食などのコンテンツを物語で連動させ、発信する「ストーリーブランディング」を実施。
・観光消費向上につながるプロモーションやコンテンツ強化等を行う。

②　ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会の取組

・渋滞対策の実証実験（パークアンドバスライド）
ゴールデンウィークに特設駐車場（４か所）を設置し、渋滞が予想されるルートを避けて人気観光スポット（３か所）へ向かうシャトルバスを運行するパークアンドバスライド事業を実施。秋の観光繁忙期に２回目を実施予定。
【結果】特設駐車場利用台数（1,185 台）、シャトルバス利用者数（2,354 人）
・ほしいもシェイクフェアの開催

３　令和７年国勢調査の実施について

（１）国勢調査の概要

〇調査基準日：令和７年 10 月１日

〇調査事項（17 項目）

氏名、男女の別、出生の年月、現在の住居における居住期間、５年前の住居の所在地、就業状態、従業地又は通学地、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方　など

〇調査の方法

調査員が各世帯へ調査票を配布し（一部地域においては郵送により配布）、世帯主は次のいずれかの方法により回答する。

・インターネット（スマートフォン、タブレット端末及びパソコン）

・郵送

・調査員へ提出

（２）茨城県実施本部の設置

〇目　　的：令和７年国勢調査の実施にあたり、庁内関係部局との連携を密にし、円滑な調査の推進を図る。

〇設 置 日：令和７年４月１日

〇設置期間：令和７年４月１日～令和８年３月 31 日

〇組　　織：本 部 長　政策企画部長

副本部長　政策企画部次長

参　　与　庁内関係 11 課長

事務局長　統計課長

４　茨城県水道事業広域連携推進方針（改定版）の策定について

国は、水道事業を取り巻く経営環境が急速に厳しさを増していることから、市町村の区域を超えた水道事業の連携を進めるため、都道府県に対し、今後の広域連携の推進方針や当面の具体的取組、スケジュール等を示したプランの策定を要請しており、本県では令和５年３月に「茨城県水道事業広域連携推進方針」（以下「推進方針」という。）を策定している。

（１）策定の経緯

・令和４年２月に策定した「茨城県水道ビジョン」に基づき、大規模な浄水場を活用して小規模な浄水場を統廃合する「施設の全体最適化」や、県企業局（水道用水供給事業）と市町村等（水道事業）との「経営の一体化」によるスケールメリットを活かした経営など、市町村等と連携して水道事業の広域連携について検討・調整を実施。

・令和５年３月に、市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を検討するための素案として、推進方針を策定。

・その後の調整の結果、令和７年２月に「経営の一体化に関する基本協定」を 21 市町村と締結。これを受け、推進方針については、協定締結市町村に係るシミュレーション内容を反映させるなど、令和７年３月に改定を実施。

※主な改定内容

・計画期間･･･広域化に伴い活用可能となる国交付金の年限に整合。
・水需要予測･･･各市町村等の個別の計画における見通しなどを反映。
・経営統合の形態･･･協定内容を踏まえ、県企業局が経営主体となること等を記載。
・広域連携のシミュレーション･･･市町村等と検討した施設最適化内容等を反映。

【令和７年２月 26 日に基本協定を締結した 21 市町村】

古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町

（２）推進方針（改定版）の概要

①　計画期間　　令和 16 年度まで

②　水需要予測

年度	R３（2021）	R52（2070）	増減
給　水　人　口	2,689 千人	2,060 千人	▲629 千人
一日最大給水量	972 千㎥	781 千㎥	▲191 千㎥

③　経営の一体化の推進（県中央・鹿行・旧県南・旧県西広域圏）

ア　経営の一体化の形態

・経営主体を県企業局とし、現在、市町村等で行っている水道事業を、県企業局が水道事業ごとに経理を区分して（別料金体系として）統合。

イ　シミュレーション結果※1

圏域（※２）	施設数（浄水場）		給水原価（円/㎥）（※３）		
	R３（2021）	R52（2070）	R３（2021）	R52（2070）	
				単独経営継続	経営の一体化
県中央	44 施設	23 施設（▲21）	187.9 円	335.4 円	297.8 円
鹿行	13 施設	1 施設（▲12）	256.3 円	349.5 円	309.5 円
旧県南	8 施設	4 施設（▲ 4）	202.8 円	318.1 円	316.5 円
旧県西	34 施設	6 施設（▲28）	191.1 円	344.8 円	308.1 円
合計	99 施設	34 施設（▲65）	199.6 円	333.4 円	307.4 円
（県北含む）	118 施設	53 施設（▲65）			

※１：単独経営を継続する市町村等を含めて試算。

※２：県北広域圏のうち県水受水が困難な地域（日立市・高萩市・北茨城市・大子町）においては、施設最適化の検討から除いている（19 施設を現状維持）。なお、常陸太田市・常陸大宮市・城里町は県中央広域圏に含め施設最適化を検討。

※３：給水原価（円/㎥）＝ $\dfrac{\{\text{経常費用}-(\text{受託工事費}+\text{材料及び不用品売却原価}+\text{付帯事業費}+\text{長期前受金戻入})\}}{\text{年間有収水量}}$

④　共同発注の推進（県北広域圏）

・企業局施設との統廃合が困難であることから、管理の一体化（共同発注等）について検討を実施。

⑤　当面の具体的な取組内容及びスケジュール

・基本協定を締結した 21 市町村とともに、茨城県広域的連携等推進協議会（令和７年２月設置）において、経営統合に向けた詳細な諸条件の調整を進め、３年程度での経営の一体化の実現を目指す。

・経営の一体化に向けて「検討中」の市町村等と引き続き調整を行い、追加で基本協定を締結する。

【経営の一体化「検討中」の 12 市町等】

土浦市、下妻市、常総市、常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、五霞町、湖北水道企業団

（参考）経営の一体化に向けたスケジュール（案）

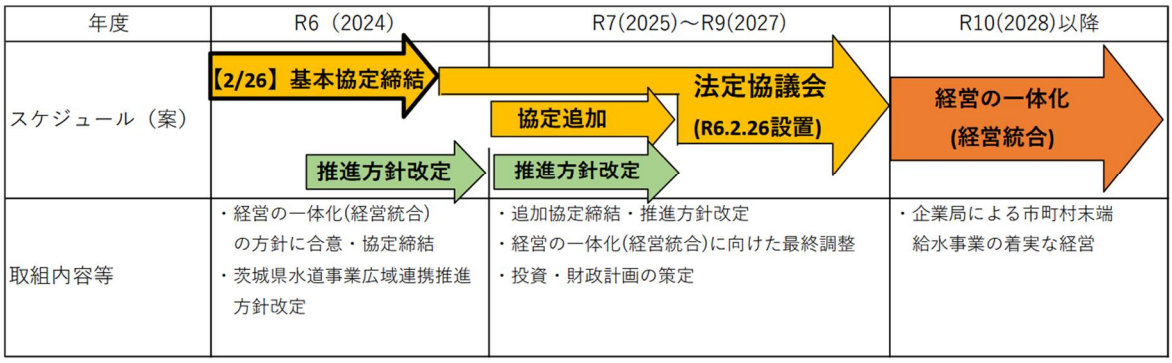

５　Okukuji「X（クロス）」の開催について

（１）開催目的

本県が誇る２大アウトドア資源であるサイクルルート「奥久慈里山ヒルクライムルート」とトレイルコース「常陸国ロングトレイル」を活用した国内唯一無二のサバイバルレースを開催し、両コースの全国的な認知度向上を図るとともに、会場や休憩所等で地元産品を提供するなど、本県の魅力を国内外に広く発信する。

（２）開催概要

開催日	令和７年10月18日(土)、19日(日)
主催	奥久慈里山ヒルクライムルート利活用推進協議会
コース（案）	【1日目】自転車(120km)　水戸→ 八溝山ヒルクライム→ 大子(袋田の滝) 【2日目】トレイルラン(59km)　大子(袋田の滝)→ 竜神ダム→ 大子
参加者数	各日500名
参加費	いずれか1競技参加10,000円/ 2競技参加18,000円
方式	・バイク(八溝山ヒルクライムのタイムトライアル)＋トレイルランのタイム合計で順位を決定 ・上位入賞者には、豪華賞品を贈呈 ・大会会場やコース途中の休憩所では、地域の名産品等を提供

＜今後のスケジュール＞

６月末　　：　コース発表、エントリー受付開始

７月以降　：　ゲスト選手、イベント詳細発表

６　チャレンジプランＮＥＸＴ　県北からはじまる、活力があり、持続可能な地域の実現　の取組について

（１）対象地域：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町

（２）計画期間：令和６年度～令和８年度（令和６年３月改定）

※平成 31 年２月プラン策定（令和３年３月プラン再整理）

（３）目指す将来像

「活力があり、持続可能な地域」

地域内外の多様な力を結集させ、相互の強みを活かしながら、地域における主体的な活動と、ヒト・モノの好循環とを生み出し、取組の成果を他の人口減少が進む地域へも波及させるなど、県北地域はもとより県全体の発展を目指す。

（４）将来像実現のための基本的な考え方と施策の体系

①　やりがいを感じる**【仕事づくり】**

②　活力あふれる地域の**【にぎわいづくり】**

③　地域の発展を担う**【人づくり】**

の３つの柱の下、臨海部や山間部の地域特性や強みを最大限活かしつつ、より広い観点に立って施策を推進。

（５）主な取組

施策	令和６年度の主な取組実績等
①仕事づくり （臨海部） ・ものづくり企業の競争力強化 ・企業間交流や産学官連携の促進 ・水産業の成長産業化	**ア　県北地域の中小企業の経営課題の解決と新事業展開の支援** ・セミナー開催（計２回　延べ 149 名参加） ・ビジネスプラン策定支援（アイデアソンの開催） （10 社のビジネスプランの策定支援　計７回　延べ 725 名参加） **＜令和７年度の新たな取組＞** ○　日立市と日立製作所の協働によるスマートシティの実現に向けた「共創プロジェクト」の促進

（山間部） ・高付加価値化による収益性の高い農業の推進 ・林業の成長産業化	**イ　分野特化型連携体の活動支援** ・企業連携体の年間受注額合計：133,943 千円 ・企業連携体受注実績：24 件 **ウ　技術開発・研究開発人材の確保支援** ・産学官連携研究開発補助：12 件 ・インターンシップ：24 件 **＜令和７年度の新たな取組＞** ○　県北地域を中心とした中小企業の医療関連分野への参入支援 **エ　事業マッチングなど、県内中小企業が各成長分野に進出するために必要な取組を企画・実施** ・ものづくり中小企業、ベンチャー企業、研究機関及び大手企業等との交流会の実施（計４回　延べ 270 社 460 名参加、うち県北地域 28 社 45 名） **オ　常陸牛の生産振興及びブランド力の強化** ・遺伝情報を把握するためのゲノミック評価実施頭数：384 頭（うち県北地域 91 頭） ・ゲノミック評価の結果に基づく雌子牛の選定と保留支援：114 頭（うち県北地域 52 頭） ・移植する受精卵の基準策定と対象受精卵を選定し、40 個の受精卵を県で買上げ（うち県北地域７個） **カ　有機農業による農産物の付加価値向上** ・常陸大宮市で県事業を活用し、４法人が約 48ha 規模で有機農業モデル団地に参入。葉物や水稲、そばなどを栽培 ・常陸大宮市が地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、県事業を活用して「オーガニックビレッジ宣言」を実施。試行的な取組として学校給食に有機米などを導入 ・常陸太田市に有機農業の取組拡大志向の法人１社が 3.5ha 規模（有機 JAS 認証）で参入し、Ｒ７年２月から葉物を出荷

	キ　耕畜連携による新たな農業所得向上モデルの確立 ・ペレット堆肥の製造施設等の導入により畜産堆肥の利用拡大を図る常陸大宮市内の養鶏業者を支援 ・当該養鶏業者が生産するペレット堆肥を活用することで化学肥料の使用量低減を図る耕畜連携農業団地の耕種農家に対して、ペレット堆肥の散布機の導入及びペレット堆肥の購入を支援 **ク　林業経営体の経営基盤強化、森林整備への支援** ・高性能林業機械やスマート林業技術の導入に係る事業計画の承認（累計 17 経営体） ・スマート林業推進のための協議会の開催（計４回） ・森林整備に係る補助制度の周知や事業計画の作成のための巡回指導と研修会の開催（19 経営体　延べ 263 回） **ケ　都市農村交流に係る人材育成や農泊受入体制の整備** ・農村地域活性化人材育成講座の開催（計５回 受講者 26 名） ・農泊都市農村交流活性化セミナーの開催（計３回 延べ 68 名参加）
②にぎわいづくり （臨海部） ・海岸エリアの地域資源を活かした観光振興 ・地域の魅力発信等による交流人口・関係人口の拡大 （山間部） ・山沿いエリアの地域資源を活かした観光振興 ・地域の魅力発信等による交流人口・関係人	**ア　常陸国ロングトレイルコースの整備、誘客促進** ・常陸太田市、常陸大宮市、大子町などの約 56 ㎞を整備（開通延長約 275km／約 320km） ・登山用アプリを活用したデジタルスタンプラリーの実施 ・欧米豪をターゲットとして、インバウンドに訴求できる商品を造成し、海外旅行会社を通して販売 ・外国語で案内ができるガイドを育成 **イ　「奥久慈里山ヒルクライムルート」などサイクルツーリズム推進に向けたプロモーション、国内外への情報発信** ・初めての人でも安心して走行できる「いばらきモデルルートライドプラン」に奥久慈里山ヒルクライムルート沿線 28 コースを紹介 ・９コースを周遊する「いばらき漫遊ライド」開催（参加 1,215 名） ・バーチャルサイクリング動画撮影、アプリ公開等 **＜令和７年度の新たな取組＞** ○　常陸国ロングトレイル及び奥久慈里山ヒルクライムルートを活用したサバイバルレース「Okukuji「X」」の開催

口の拡大 ・対流を創出する道路網	**ウ　アニメ等コンテンツを活用した周遊イベントの実施によるファミリー層や若年層の周遊・誘客促進** ・国内外で人気のアニメ「忍たま乱太郎」を活用した県北山間部を中心とする周遊イベントを開催（参加者数 3,000 名） ・地域の飲食店との協業によるコラボフード提供（６店舗） **エ　ＪＲ水郡線の利用促進及び沿線地域の活性化** ・水郡線全線開通 90 周年関連事業の実施（水郡線フェス（来場者数 12,000 人）、特別列車の運行等） ・定期券利用者割引優待制度の実施（登録店舗数 37 店舗） ・校外学習等での水郡線利用時の運賃助成（利用者延べ 384 名） ・水郡線児童絵画展の開催（応募作品数 1,500 点）等 **＜令和７年度の新たな取組＞** ○事業者や学校と連携した利用促進の取組等を強化するとともに、沿線の新たな魅力につながる取組の推進を継続 **オ　地域課題の解決に寄与する関係人口の創出** ・都内移住相談窓口の運営（相談件数 672 件、移住者数 11 名） ・iBARAKICK!（東京圏の若手人材を呼び込む副業プロジェクト）の開催（参加者数 18 名） **カ　アフターデスティネーションキャンペーン（ＤＣ）開催に向けた集中的なプロモーション等の実施** ・ＤＣ特別企画・地域イベントの展開（計 385　うち県北地域は 81） ・「いばらき若旦那」をアフターＤＣ応援隊に起用、広報宣伝活動 ・ＪＲ６社管内での広報やメディア・ＳＮＳ等を活用した全国宣伝 **キ　稼げるアウトドアと食ブランドの確立等による観光消費機会創出** ・アウトドアコンテンツ事業者の伴走支援（16 事業者、うち県北地域７事業者） **＜令和７年度の新たな取組＞** ○　国内外の観光需要を効果的に取り込むため、本県の強みである「花絶景」や「体験」を活かした、茨城ＤＣに続く新たなキャンペーンを展開し、「稼げる観光地域づくり」を促進

	ク　日立市かみね動物園へのパンダ誘致推進 ・中国・陝西省への支援要望、副知事訪問 ・知事トップセールス ・駐日中国大使館との意見交換 ・「パンダアートコンテスト（県日中友好協会主催）入選作品展示会」開催（応募総数：1,527 点、入賞：80 点） **ケ　水戸外環状道路、茨城北部幹線道路の事業化に向けた調査** ・水戸外環状道路（国道 245 号～国道６号） 地域高規格道路補助事業により整備を推進 ・水戸外環状道路及び茨城北部幹線道路（国道６号～国道 349 号） ルートや整備効果の検討などを実施 ・茨城北部幹線道路（木島大橋～国道 118 号） 整備効果や整備方針の検討などを実施
③人づくり （臨海部） ・臨海部の強みを活かした地域経済の活性化等に取り組む人材の育成・確保 （山間部） ・山間部の強みを活かした地域経済の活性化等に取り組む人材の育成・確保	**ア　県北の地域課題の解決に取り組む起業家の誘致、人材育成** ・起業・複業型地域おこし協力隊の誘致（新規委嘱者９名、令和６年度末隊員数 26 名） ・累計 39 名の委嘱者のうち 30 名が起業を実現（任期終了者 11 名） ・県北ビジネススタートスクールの開催（計５回　延べ 194 名） ・地域おこし協力隊員への個別面談の実施（延べ 61 名）、市町担当者会議の開催（計２回）、隊員及び担当職員等研修会の実施（計３回延べ 107 名参加） **イ　林業就業者の確保・育成** ・林業への就業希望者に対する相談対応（55 回） ・新たな林業技術に係る研修（計３回　延べ 73 名参加） **ウ　高校生等を対象とした起業家精神育成プログラムの実施** ・県北地域からの企画応募数 82 件（14 校　314 名）うち２件が、戦略チームとして選出。うち１件が最終プレゼンテーション大会において、銀賞（日立一高、口腔内反射区の刺激による身体に与える影響の調査と提言）を受賞

資料３－３

令和７年 第２回定例会 総務企画委員会資料

県出資団体等改革工程表

鹿島都市開発株式会社（精査団体）　（地域振興課）
鹿島臨海鉄道株式会社　（交通政策課）

令和７年６月 11 日

政 策 企 画 部

改革工程表2（年度別実行計画）

団体名及び部局・課名	鹿島都市開発株式会社	政策企画部地域振興課
改革遂行責任者	代表取締役社長	政策企画部長、地域振興課長、総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【1進行管理 】 ・営業推進本部会議・ホテル会議（月1回開催）において進行管理を行う	営業推進本部会議（R4年度より経営改革会議へ名称変更）・ホテル会議による進行管理				
	［毎月1回開催］	［毎月1回開催］	［毎月1回開催］	［毎月1回開催］	［毎月1回開催］
【2新たな中期経営計画の策定 】 ・次期中期経営計画を策定し経営改善に取り組む	◆-- 中期経営計画の策定（R2～R6） ［R2.6月株主総会で報告］ 検討実施 / 検証・改善等	◆-- 中期経営計画の見直し（R4～R6） ［R4.2月定時取締役会で報告］ 検討実施 / 検証・改善等	検討実施 / 検証・改善等	検討実施 / 検証・改善等	中期経営計画の策定（R7～R11）--◆ ［R7.2月定時取締役会で報告］ 検討実施 / 検証・改善等
【3新たな中期経営計画に基づく取り組み】 (1)売上確保への取り組み強化 ①ホテル宿泊稼働率の向上 R6目標値： ・宿泊稼働率55.0% ※R1実績 57.9% ・インバウンド受入れの推進	64.0% ［26.5%］	64.0% ［28.9%］	~~64.5%~~ 【45.0%】 ［42.2%］	~~64.5%~~ 【50.0%】 ［45.7%］	~~65.0%~~ 【55.0%】 ［47.3%］
②ホテル事業に関する利用者数の増 R6目標値： ・ホテル事業利用者数635千人 ※R1実績 701千人 ・ホテル全体で売上確保	710千人 ［352千人］	715千人 ［486千人］ ※ワクチン接種会場利用者含む。 ワクチン接種者除く利用者数 382千人	~~720千人~~ 【526千人】 ［466千人］ ※ワクチン接種会場利用者含む。 ワクチン接種者除く利用者数425千人	~~720千人~~ 【578千人】 ［470千人］	~~725千人~~ 【635千人】 ［224千人］
③宴会・レストラン部門の収支改善 ・5%削減（対H25年度（118.7%）比） ・売上額に対するコスト(売上原価，一般管理費)の割合削減	収支改善を継続 （実績237.5%） ［118.8%増］	（実績153.2%） ［34.5%増］	（実績126.1%） ［7.4%増］	（実績135.5%） ［16.8%増］	（実績154.4%） ［35.7%増］
④施設管理業務の受託件数の増 R6目標値： ・受託件数17件 ※R1実績 16件 ・情報の収集及び営業活動の強化	年間受託件数17件 ［17件］	［17件］	［17件］	［17件］	［17件］

※注 ◆-- ［　　］は対応時期（◆）が明確な事項を表示、⟺ は改革期間及び推進事項を表示

改革方針	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑤テナント入居率の向上 R6目標値： ・テナント入居率84.7% ※R1実績　77.2% ・情報収集及び情報発信等	80.0% ［75.7%］	80.0% ［75.8%］	~~80.0%~~ 【82.7%】 ［80.9%］	~~80.0%~~ 【84.7%】 ［76.9%］	~~80.0%~~ 【84.7%】 ［73.7%］
(2)債務超過の計画的解消 ・債務残高(R2.3月末) 3,472百万円	~~14億円以上の債務超過の解消~~ 【4億円以上の債務超過の解消】 ［84百万円を解消］	［1,228百万円増］	［321百万円を解消］	［257百万円を解消］	［1,269百万円を解消］
【4県関与のあり方】 県貸付金償還金の計画的償還 ・未償還残高(R2.3月末)約72億円 ・償還額380百万円／年	平準化計画に基づき償還 ［償還額：380百万円］ 未償還残高：6,846百万円	［償還額：380百万円］ 未償還残高：6,465百万円	［償還額：380百万円］ 未償還残高：6,085百万円	［償還額：380百万円］ 未償還残高：5,705百万円	［償還額：1,800百万円］ 未償還残高：3,905百万円
【5進行管理結果の公表】	毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表 ［R2.6月　県議会報告］ ［R2.6月 県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ公表］	［R3.6月　県議会報告］ ［R3.6月 県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ公表］	［R4.6月　県議会報告］ ［R4.6月 県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ公表］	［R5.6月　県議会報告］ ［R5.6月 県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ公表］	［R6.6月　県議会報告］ ［R6.6月 県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ公表］

※注　◆-- [　　] は対応時期(◆)が明確な事項を表示、 ⟺ は改革期間及び推進事項を表示

改革工程表2（年度別実行計画）

団体(会計)名及び部局・課名	鹿島都市開発株式会社	政策企画部地域振興課
改革遂行責任者	代表取締役社長	政策企画部長、地域振興課長 総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【1 進行管理 】 ・経営改革会議（毎月1回開催）において進行管理を行う	経営改革会議による進行管理				
【2 新たな中期経営計画の策定】 ・次期中期経営計画を策定し経営改善に取り組む ※R7～R11年度の中期経営計画策定済み	検討・実施				検証・改善等
【3 新たな中期経営計画に基づく取組】 (1)増収増益の実現 ・R6全社売上高 2,100百万円 （ホテル事業・不動産賃貸業除く）	16百万円の増収目標 （R11売上高 2,116百万円）				
(2)売上確保への取り組み強化 ①施設管理業務の継続的な受託確保 R11目標値： ・受託件数17件 ※R6実績 17件 ・情報収集、新規分野への参画検討	年間受託件数17件				
②設計管理業務の継続的な売上確保 R11目標値： ・売上目標 240百万円 ・受注確保、営業活動による受注拡大	年間売上目標 240百万円				
(3)債務超過の計画的解消 ・債務残高（R7.3月末） 2,769百万円	7億円以上の債務超過の解消				
【4 県関与のあり方】 県貸付金償還金の計画的償還 ・未償還残高（R7.3月末）約39億円 ・償還額140百万円／年	事業縮小により見直した償還計画に基づき償還				
【5 進行管理結果の公表】	毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で公表				

※注 ◆--- [ ] は対応時期（◆）が明確な事項を表示、 ⟺ は改革期間及び推進事項を表示

改革工程表２（年度別計画）

団体名：鹿島臨海鉄道株式会社	所管部局・課名：政策企画部交通政策課

取り組むべき項目	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１　収支改善の取り組み （１）旅客輸送量の増加	年間旅客輸送人員　２百万人 [172万人]	年間旅客輸送人員　２百万人 [181万人]	年間旅客輸送人員　２百万人 [182万人]
１）イベント列車運行、茨城デスティネーションキャンペーンへの参画などによる集客力アップ	臨時列車・貸切列車の運行、ロケ誘致、ツアーの実施（月１回以上） [臨時・貸切列車運行 平均月4.2回] [ロケ・ツアーの実施 平均月1.9回]	[臨時・貸切列車運行 平均月4.9回] [ロケ・ツアーの実施 平均月2.4回]	[臨時・貸切列車運行 平均月4.3回] [ロケ・ツアーの実施 平均月1.3回]
２）エレベーター設置による利便性向上	[R5.3月 大洗駅にｴﾚﾍﾞｰﾀｰ設置] [R5.3月 新鉾田駅にｴﾚﾍﾞｰﾀｰ設置]		
（２）貨物輸送量の増加	年間貨物輸送量　２８万トン [25.3万トン]	年間貨物輸送量　２８万トン [26.0万トン]	年間貨物輸送量　３０万トン [25.6万トン]
１）新規貨物の獲得のための営業強化	ＪＲ貨物との共同営業（年３０回以上）、モーダルシフト説明会の開催（年２回以上） [ＪＲ貨物との共同営業 年94回] [ﾓｰﾀﾞﾙｼﾌﾄ説明会の開催　年4回]	[ＪＲ貨物との共同営業 年91回] [ﾓｰﾀﾞﾙｼﾌﾄ説明会の開催 年8回]	[ＪＲ貨物との共同営業 年81回] [ﾓｰﾀﾞﾙｼﾌﾄ説明会の開催 年6回]
２）大型リフター導入などによる貨物取扱能力の増強	[R4.11月大型リフター導入]		
２　取組状況の検証	各年度の経常黒字化 [△　67,170千円]	[△ 44,587千円]	[△19,943千円]
３　進行管理結果の公表	毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、県ホームページ等で公表 [R4.6月　県議会報告] [R4.6月　県ホームページ公表]	[R5.6月　県議会報告] [R5.6月　県ホームページ公表]	[R6.6月　県議会報告] [R6.6月　県ホームページ公表]

※注 ⇔ は改革期間及び推進事項を表示　　[　] は目標達成状況を表示

改革工程表２（年度別計画）

団体名：鹿島臨海鉄道株式会社	所管部局・課名：政策企画部交通政策課

取り組むべき項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度
１　収支改善の取り組み （１）旅客輸送量の増加	年間旅客輸送人員　１７９万人	年間旅客輸送人員　１７９万人	年間旅客輸送人員　１７９万人
１）臨時・団体列車の運行、ツアーの実施による集客力アップ	臨時・団体列車の運行、ツアーの実施（月４回以上）		
２）ロケ誘致等による知名度の向上	ロケ誘致（年10回以上）		
（２）貨物輸送量の増加	年間貨物輸送量　２８万トン	年間貨物輸送量　２８万トン	年間貨物輸送量　２８万トン
１）新規貨物獲得のための営業強化	ＪＲ貨物との共同営業（年８０回以上）、モーダルシフト説明会の開催（年６回以上）		
２　取組状況の検証	各年度の経常黒字化		
３　進行管理結果の公表	毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、県ホームページ等で公表		

※注　◆-- [　　] は対応時期（◆）が明確な事項を表示、⟺ は改革期間及び推進事項を表示

資料３－４

令和７年度 公の施設等運営状況報告

政策企画部

令和７年６月 11 日（水）

目　　　次

１　運営状況報告の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２　施設別運営状況報告

（１）県所有施設

　①【地域振興課】

　　カシマサッカースタジアム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

　　矢田部サッカー場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

　②【スポーツ推進課】

　　りんりんスクエア土浦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

（２）出資団体等所有施設

　①【地域振興課】

　　鹿島セントラルビル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

　②【交通政策課】

　　大洗鹿島線（大洗駅ほか 13 駅）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

○　運営状況報告の概要

○　令和７年度の所管施設数は５施設。このうち、出資団体等所有施設は２施設。
○　令和６年度と比較して、１施設の増となっているが、りんりんスクエア土浦を所管するスポーツ推進課が県民生活環境部から政策企画部に移管されたことによるものである。
○　鹿島セントラルホテルについては、県有地、建物に関する売買契約を「フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社」及びフォートレスグループが運用するファンドの資金で組成された「八重桜合同会社」と、事業に関する譲渡契約を「株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント」と締結し、令和６年 10 月９日に売却及び譲渡を実施した。
○　大洗鹿島線については、令和６年 10 月に運賃改定を行い、収支改善に努めている。

		現状維持	施設のあり方検討	民間活力導入等による運営改善	他団体への譲渡・譲与	廃止・休止・統合	計
県有施設	令和７年度	3					3
	令和６年度	2					2
出資団体等所有施設	令和７年度	1			1		2
	令和６年度	1			1		2

※令和７年度からりんりんスクエア土浦の所管が、県民生活環境部から政策企画部に移管されたことによる増。

令和７年度　公の施設等運営状況報告書

（県所有施設）

地域振興課（政策企画部）

令和７年６月 11 日（水）

○施設名　カシマサッカースタジアム

1　現状

（1）施設の概要

○　カシマサッカースタジアムは、県内におけるスポーツの普及を通じ、文化の発展に資することを目的として設置し、プロフットボールクラブ「鹿島アントラーズ」のホームスタジアムとなっている。

所 在 地	鹿嶋市神向寺後山 26-２
開業年月	平成５年３月（平成 13 年５月増築）
施設概要	敷地面積 10.7 ha、鉄筋コンクリート・鉄骨造６階建（延床面積：85,019 ㎡）
設置理由	県内におけるスポーツの普及を通じ、文化の発展に資するため。
設置の根拠法令等	茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例
事業内容	施設の維持管理に関する業務、施設の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務等
定　　員	40,003 人　※建設当初（平成５年）：15,000 人
利用料金	グラウンドや会議室といった各施設について、午前（9:00～12:00）、午後（13:00～17:00）、夜間（17:00～22:00）などの時間帯、アマチュア・アマチュア以外の利用主体など各区分に応じて利用料金を設定。 （例）グラウンド（終日、アマチュア以外が利用するとき、全てのスタンドを利用する場合）1,149,840 円 ※令和６年 10 月１日に改正条例を施行し、利用料金を約６％引き上げた。

（2）管理手法　※令和７年４月１日時点

○　指定管理者制度を導入し、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーを指定管理者として指定。指定管理者は、スタジアムや駐車場などの施設管理のほか、ウェルネスプラザ（スポーツクラブ）の運営をはじめとした自主事業の実施など主体的な運営を実施。

○　令和２年度から、指定管理者の裁量を拡大し民間の創意工夫を発揮することでコストの低廉化を図るため、修繕工事について、県から予算の範囲内で鹿島アントラーズ・エフ・シーに委託。これにより圧縮された工事費について、指定管理者の裁量で収益力改善に資する工事等の実施を認めるとともに、指定管理料を０円とし県負担の軽減を図っている。

指定管理者	株式会社　鹿島アントラーズ・エフ・シー
指定管理期間	令和４年４月１日～令和 14 年３月 31 日（10 年間） ※ 平成 18 年度より同社が指定管理を受託しており、過去３度、指定管理の更新をしている（平成 18 年度～平成 22 年度（５年間）、平成 23 年度～令和２年度（10 年間）、令和３年度（１年間））。
従事者数	14 人　（常勤 14 人、非常勤０人）

（３）利用状況

○　直近の 10 年間では、平成 27 年度のクリニック開業など自主事業の拡大により利用者数は増加し、平成 28 年度以降令和元年度までは、60 万人を超える水準で推移していたものの、令和２年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、無観客試合や入場者数の制限などが行われ、プロサッカーの観客数が約 30 万人減少したことにより、全体の利用者数が激減した。

○　その後、制限の緩和に伴い、プロサッカーの観客数が回復傾向にあることから、令和６年度には、ピーク時となる平成 29 年度との比較で 91%程度となっている。

【利用者数の推移】　（単位：人）

年度	H27	H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R6 /ﾋﾟｰｸ
総利用者数※	528,700	621,404	634,877 （ピーク）	609,241	628,514	246,230	317,198	454,913	548,167	579,789	91.3%
うちプロサッカー利用	375,533	455,803 （ピーク）	448,112	427,563	452,890	139,273	201,023	316,958	393,630	431,840	94.7%

※ ウェルネスプラザなど指定管理者の自主事業による利用者数含む。

（４）運営状況

○　カシマサッカースタジアムは、鹿島アントラーズの試合などのプロサッカー関係で年間 30 日程度利用されている。
また、アマチュアのグラウンド利用日数は、令和６年度で 62 日とコロナ禍前の水準（年間 60～70 日）に回復している。

○　プロサッカー関係の利用のほか、これまで指定管理者である株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの自主事業として、ウェルネスプラザ（スポーツクラブ）の運営やスタジアムキャンプなどのイベント開催をはじめとする様々な事業が展開され、サッカーの試合日以外においても利活用が図られてきた。

○　収支としては、平成 29 年度までは黒字を維持していたものの、平成 30 年度には先行投資としての設備拡張（ウェルネスプラザの拡張）などにより赤字に転じ、令和元年度から令和３年度まではコロナ禍での利用者数の減少などにより赤字が継続していた。また、令和４年度以降について利用者数は回復傾向にあるもののコロナ禍以前の水準には至っておらず、加えて国際情勢の不安定化に伴う電気料金高騰などの影響を受けている。

【収支の推移】

（単位：千円）

年度	歳入計 (A)	指定管理料	利用料収入	その他	歳出計 (B)	人件費	維持管理費	事業費	その他	収支 (A-B)	【参考】県実施の修繕費
H27	350,745	57,189	204,614	88,942	298,164	53,736	207,959	36,469	0	52,581	226,292
H28	382,973	57,189	226,319	99,465	364,379	63,922	259,214	41,243	0	18,594	865,989
H29	409,622	57,189	231,415	121,018	355,467	64,310	254,114	37,043	0	54,155	1,182,301
H30	403,579	57,189	228,260	118,130	441,189	62,246	356,726	22,217	0	△37,610	1,031,027
R１	451,204	57,719	264,825	128,660	463,048	59,096	337,555	66,397	0	△11,844	1,805,897
R２	777,260	0	220,277	556,983	810,379	55,383	723,806	31,190	0	△33,119	166,867
R３	518,429	0	215,130	303,299	650,682	51,274	568,498	30,910	0	△132,253	351,338
R４	725,201	0	277,292	447,909	657,929	64,851	559,731	33,347	0	67,272	420,961
R５	697,643	0	279,321	418,322	693,505	42,957	612,604	37,944	0	4,138	157,245
R６（見込）	581,989	0	285,018	296,971	602,622	43,825	521,957	36,840	0	△20,633	156,101
平均	529,865	28,648	243,247	257,970	533,736	56,160	440,216	37,360	0	△3,872	636,402

※１　令和元年度までは修繕工事分（緊急修繕等除く）は県が直接実施しているため収支に含まない。令和２年度以降は指定管理者に委託し実施しているため、令和２年度、令和３年度、令和４年度、令和５年度、令和６年度の歳入のその他、歳出の維持管理費には、修繕工事分（令和２年度：471,442 千円、令和３年度 ：247,832 千円、令和４年度：276,950 千円、令和５年度：330,329 千円、令和６年度：237,295 千円）を含む。

※２　令和２年度から指定管理料を０円とするとともに、民間の自由度を高め創意工夫を発揮し、コストの低減等を図るため、修繕工事を県から指定管理者に委託している。

※３　令和２年度の歳入計には、利用料減収補填（30,413 千円）を含む。

※４　令和４年度の歳入計には、令和３年度の利用料減収補填（126,476 千円）を含む（繰越のため、翌年度の令和４年度の歳入として計上）。

※５　令和５年度の歳入計には、令和４年度の電気料金高騰の補填（26,141 千円）を含む（指定管理者の決算上、令和５年度の歳入として計上）。

※６　令和６年度は、条例改正により利用料金の引き上げを行ったことなどから、指定管理者に対する補填は行っていない。

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

○　平成 13 年の増築時から 20 年以上が経過し、施設の老朽化や塩害による劣化などが生じていることから、屋根鉄骨修繕など安全な観戦環境確保や施設の機能維持のための修繕工事を実施している。

○　今後、限られた予算での安全な観戦環境確保や施設の機能維持のため、長期保全計画を参考としながら、指定管理者と協議・検討しつつ、県負担の軽減や費用の平準化も考慮しながら計画的に修繕を進めていく。

年度	実績額(千円)	修繕内容　※ 前年度からの繰越
H27	213,081	屋根鉄骨修繕（第２期）、グラウンド照明設備更新※
H28	860,617	屋根鉄骨修繕（第２期）※、屋根鉄骨修繕（第３期）、大型映像装置
H29	1,175,107	屋根鉄骨修繕（第３期）※、屋根鉄骨修繕（第４期）、屋根鉄骨修繕（第５期）、外部鉄骨階段（E1）、芝生改修
H30	1,002,378	屋根鉄骨修繕（第５期）※、屋根鉄骨修繕（第６期）、屋根鉄骨修繕（第７期）、外部鉄骨階段（N2）、外部鉄骨階段（E2）、外部鉄骨階段（N1）、外部階段鉄骨、PC 段床補修、トイレ改修
R１	1,768,143	屋根鉄骨修繕（第６期）※、屋根鉄骨修繕（第７期）※、屋根鉄骨修繕（第８期）、外部鉄骨階段（E2）※、外部鉄骨階段（N1）※、記者席更新、トイレ改修※、放送設備更新、非常放送設備更新、屋根高圧洗浄、監視カメラシステム更新
R２	508,475	【県施工】タイロッド工事、防雪板撤去、照明制御工事 【指定管理者施工】配線ラック、空調機更新、アルミパネル、鉄骨ブレース、貴来賓室改修、バックスタンド空調、１階フェンス等修繕、サブグラウンド照明設備
R３	526,949	【県施工】屋根鉄骨修繕（第９期）、タイロッド工事※ 【指定管理者施工】衛生消火配管修繕、外部鉄骨階段（W3）、照明設備更新
R４	633,435	【県施工】屋根鉄骨修繕（第９期）※、屋根鉄骨修繕（第 10 期） 【指定管理者施工】観客席、照明設備、火災報知設備、門扉設備、衛生消火配管、排煙設備、監視カメラ更新、直流電源装置、３階４階コンコースコンクリート
R５	434,963	【県施工】屋根鉄骨修繕（第 10 期）※ 【指定管理者施工】照明設備、衛生消火配管、監視カメラ、中央監視装置、加圧給水ポンプコントローラ、外部鉄骨階段、屋根膜ケーブル下摩耗補強等
R６	333,556	【県施工】屋根鉄骨修繕（第 11 期）【指定管理者施工】太陽光パワーコンディショナ※、衛生消火配管、消火栓箱、６ゲート屋根設置
計	7,456,704	

（注）R2 から指定管理料を０円とするとともに、民間の自由度を高め創意工夫を発揮しコストの低減等を図るため、修繕工事を県から指定管理者に委託。

【カシマサッカースタジアム屋根鉄骨修繕工事実施状況】

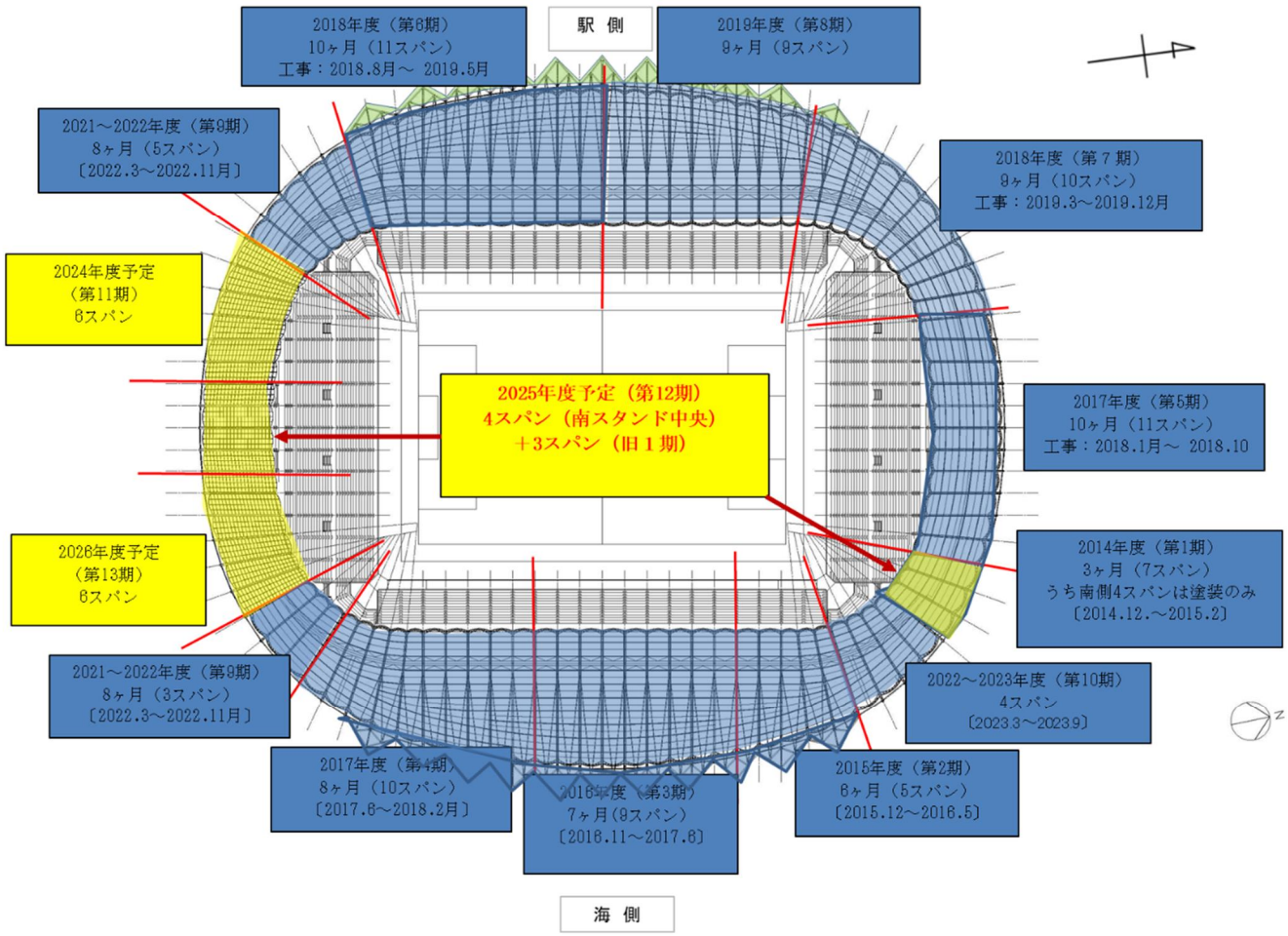

（５）周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

○　周辺エリアの動向

・　カシマサッカースタジアム周辺には、関東随一の歴史を誇り東国三社の１つにも数えられる鹿島神宮、透明度の高い海が特徴の平井海水浴場及び下津海水浴場などがあり、スタジアムと周辺観光地をまとめた周遊ルートが鹿嶋市ホームページにて紹介されている。

○　他県の類似施設の状況

・　スポーツ庁「スタジアム・アリーナ改革指針」（平成 28 年 11 月 16 日公表）において「コストセンターからプロフィットセンターへの転換」、「民間活力を活用した事業方式、資金調達方式の導入」が示されており、長崎市及び今治市などにおいて民間主導による新スタジアム建設が進んでいる（今治市においては令和５年１月完成）。

２　課題

（１）施設の老朽化及び塩害による劣化

○　平成 13 年の増築時から 20 年以上が経過し、施設の老朽化や塩害による劣化などが生じている。今後、屋根鉄骨、衛生消火配管、電気設備や消防設備など、現状を踏まえ大規模修繕を計画的に行うとともに、財源確保や負担の平準化を検討する必要がある。

（２）試合時の交通渋滞

○　観客数が２万５千人程度となる場合、交通渋滞のリスクが高まり、試合後にスタジアムから潮来インターチェンジ間の移動に約１時間を要するなどの事例が生じている。

※　交通管制システムによる信号サイクルの最適化などにより、観客数が 25,000 人程度に満たない試合では大きな渋滞は生じていない状況（観客数が 25,000 人程度となった試合数：令和６年度５試合、令和５年度４試合、令和４年度２試合、令和３年度１試合）。

３　対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和７年度	令和６年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

※ 当面、現スタジアムについては、現行の管理手法での施設の運営の合理化を進めつつ、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー主導による新スタジアム建設プロジェクトの動向を注視し、建設時期等が明確になった段階で、現スタジアムのあり方については、別途、検討する。

【方針】

○　指定管理者の自主事業による利用促進や、長期保全計画に基づく工事の優先順位付けや負担の平準化など、現行の管理手法での施設運営の合理化に努めつつ、民間主導による新スタジアムの建設を進める。

○　また、現スタジアムの渋滞対策については、県や株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー、関係機関などをメンバーとした協議会などで出された渋滞対策案に基づき、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーが主体となって検討を進めるものであり、新スタジアムの建設に向けても、広域課題である渋滞対策などについて、課題解決に向けた検証を進めていく方針が示されていることから、引き続き支援をしていく。

【理由】

○　現在のカシマサッカースタジアムは、建設から 30 年以上が経過し老朽化や施設の安全性確保及び維持修繕費の増大が課題となっている。

○　スポーツの成長産業化を目指し、スタジアムを地域活性化の基盤施設とするスポーツ庁の「スタジアム・アリーナ改革」の方針を受け、令和２年度から県、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー、鹿嶋市の三者を中心にカシマサッカースタジアムの将来像に関する検討を開始した。

○　この結果、令和３年 10 月に株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーによる新スタジアム建設プロジェクトに関する発表が行われたところ。

４　周辺の影響とその対応及び今後の予定

○　株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーが発表した新スタジアム建設プロジェクトにおいて、令和８年（2026 年）を目途に新スタジアムの方針決定を目指すこととしている。

○　また、令和５年５月には、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーより「新スタジアムは鹿嶋市内での建設検討を進める」という発表がされた。

○　県としては、新スタジアムの建設や周辺のまちづくりを通じて、鹿行地域全体の活性化につながるよう取り組むとともに、新スタジアムの具体の建設候補地や概要等の検討とあわせ、現スタジアムの在り方・利活用についてもアントラーズや鹿嶋市等と連携しながら検討を進めていく。

○　現スタジアムの維持修繕費の財源確保にあたっては、ネーミングライツの導入なども検討していく。

○施設名　矢田部サッカー場

１　現状

（１）施設の概要

○　矢田部サッカー場は、県の波崎レクリエーション拠点計画推進事業のための拠点として、鹿行地域のスポーツを中心としたまちづくりの推進に寄与している。

所 在 地	神栖市矢田部 12620 番地 他
開業年月	平成 18 年６月
施設概要	施設敷地 69,335.84 ㎡、軽量鉄骨造１階建（延床面積：684.16 ㎡）
設置理由	サッカー合宿のまちとして多くの観光客が訪れる神栖市（建設当時は波崎町）において、同地域の活性化を目指し、平成２年度に策定した「新しい鹿島の都市づくり構想」の一環として、県が地域の中核となるレクリエーション拠点施設を整備した。
設置の根拠法令等	神栖市矢田部サッカー場の設置及び管理に関する条例
事業内容	サッカー場の施設及び設備の維持管理
利用料金	グラウンド：平日（１時間）　3,660 円、土日祝日（１時間）　5,230 円、のほか、照明設備・更衣室・会議室等５項目を設定。

（２）管理手法　※令和７年４月１日時点

○　矢田部サッカー場の効率的・効果的な運営を図る観点から、神栖市が有する既存の天然芝グラウンドと連携して管理・運営することが望ましいとの考えの下、平成 18 年度に神栖市と締結した協定書等に基づき神栖市へ無償貸付けを実施。

○　神栖市では、平成 18 年に「神栖市矢田部サッカー場の設置及び管理に関する条例」を制定するとともに、運営については、神栖市観光協会への指定管理により実施。

相 手 方	神栖市
契約形態	神栖市矢田部サッカー場の管理運営に関する協定書及び覚書 （平成 18 年３月 31 日締結、平成 19 年３月 30 日に内容を更新して改めて締結）
契約内容	施設敷地 69,335.84 ㎡、付帯施設　センターハウスなど５件の貸付け
貸 付 料 （年額）	無償
そ の 他	県が支払っている地権者への土地賃借料総額の相当額（約 550 万円）は、協定書に基づき市が負担している。

（３）利用状況

○　過去 10 年の利用者数は、平成 26 年度をピークとして緩やかな減少傾向にあるものの、平成 30 年度までは概ね８万人以上の利用者数を確保できていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による施設の休業や利用控えなどにより、令和２年度に大幅な減少に転じた。

○　制限の緩和に伴い、回復傾向にはあるものの、令和６年度の利用者数はピーク時の５割強程度に留まっている状況。

【利用者数の推移】　（単位：人）

年度	H27	H28 （ピーク）	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R6/ﾋﾟｰｸ
利用者数	88,479	92,404	82,583	79,927	57,845	15,886	25,633	51,950	58,006	52,728	57.1%

（４）経営状況

○　矢田部サッカー場は、平成 18 年度から神栖市への無償貸付けを実施。

○　神栖市では、平成 18 年に「神栖市矢田部サッカー場の設置及び管理に関する条例」を制定するとともに、運営については、神栖市観光協会へ指定管理により実施。

○　歳入は、平成 26 年度以降、利用料収入の逓減に伴い減少傾向にあるが、人件費の削減などによる歳出抑制に努めてきた。

○　新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料収入が激減した令和２年度には 5,289 千円の赤字となったものの、令和４年度に黒字に転じ、令和６年度は 467 千円の黒字となる見込み。

【収支の推移】

（単位：千円）

年度	歳入計 (A)	指定管理料	利用料収入	その他	歳出計 (B)	人件費	維持管理費	事業費	その他	収支 (A-B)	【参考】県実施の修繕費
H27	27,147	2,000	24,049	1,098	28,408	10,321	17,397	690	－	△1,261	－
H28	26,388	2,000	23,065	1,323	25,432	9,559	14,953	920	－	956	13,327
H29	27,899	2,000	21,534	4,365	29,010	11,926	16,067	1,017	－	△1,111	－
H30	23,693	2,000	19,751	1,942	24,893	9,129	14,765	999	－	△1,200	－
R１	23,344	2,019	17,614	3,711	22,677	5,638	16,068	971	－	667	－
R２	12,738	3,000	5,930	3,808	18,027	5,249	12,778	0	－	△5,289	－
R３	18,137	3,000	9,992	5,145	18,564	5,512	13,052	0	－	△427	－
R４	20,626	3,000	16,899	727	20,580	5,802	14,778	0	－	46	－
R５	24,174	3,000	19,502	1,672	23,552	5,969	16,981	602	－	622	－
R６（見込）	23,994	3,000	19,429	1,565	23,527	6,414	17,076	37	－	467	－
平均	22,814	2,501	17,776	2,535	23,467	7,552	15,391	523	－	△653	1,332

※「指定管理料」は神栖市からの収入によるもの。

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

○　修繕は、神栖市矢田部サッカー場の管理運営に関する協定書及び覚書に基づき、神栖市が実施している。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容	うち県実施分（県直営、指定管理以外の場合に記載）
H27	－	―	－
H28	13,327	駐車場の雨水冠水工事及び外灯設置工事　※H29 繰越分含む	13,327
H29	102,427	人工芝張替工事（C コート）	－
H30	67,489	人工芝張替工事（D コート）	－
R１	65,450	人工芝張替工事（A コート）	－
R２	118,800	人工芝張替工事（B コート）	－
R３	－	―	－
R４	－	―	－
R５	－	―	－
R６	－	―	－
計	367,493		13,327

（５）周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

○　神栖市は、矢田部サッカー場を始め、神栖総合公園、若松運動場など市内８か所にサッカー場を保有しているほか、民間事業者が有する天然芝のグラウンド等が集積していることから、年間約 30 万人ものサッカー合宿者が来訪している。

○　このような立地を生かしてスポーツツーリズムを更に推進するため、各種スポーツ大会・合宿の誘致や参加者へのサポート、競技団体や旅行代理店等へＰＲ活動による誘客を行い、交流人口の増加や地域の活性化を図っている。

２　課題

○　施設の長寿命化のために必要な修繕等について、施設管理主体である神栖市と協議し、適切に実施していく必要がある。

３　対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和７年度	令和６年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

○　貸付先である神栖市と協議・検討を行い、現行の管理手法を維持しつつ、コストの見直しなど施設運営の合理化を図る。

【理由】

○　矢田部サッカー場は、サッカーのスポーツ合宿の拠点施設として活用され、地元の旅館業を始めとしたサービス業などの地域産業の活性化に繋がっているとともに、鹿行地域のスポーツを中心としたまちづくりを推進するための施設として運営されている。

○　当施設は、設置当初から継続して神栖市が適正に管理しているため、今後も引き続き整備目的を踏まえて、神栖市や矢田部サッカー場の指定管理者等の関係機関と連携を図り、当サッカー場の適切な管理運営に努めていく。

令和７年度　公の施設等運営状況報告書

（県所有施設）

スポーツ推進課（政策企画部）

令和７年６月 11 日（水）

○施設名　りんりんスクエア土浦

１　現状

（１）施設の概要

○　サイクリングの振興による地域の活性化及び自転車を利用する者の利便の増進に資するため、つくば霞ヶ浦りんりんロード等におけるサイクリングの拠点として設置する施設である。

所 在 地	土浦市有明町１-30（ＪＲ東日本土浦駅ビル PLAYatre 内）
開業年月	平成 30 年３月
施設概要	鉄骨鉄筋コンクリート造　959.1 ㎡ １Ｆ(581.3 ㎡)：レンタサイクルスペース、自転車販売スペース、修理・組立スペース、情報発信スペース、交流スペース Ｂ１(377.8 ㎡)：シャワー、コインロッカー、レンタサイクル
設置理由	サイクリングの振興による地域の活性化及び自転車を利用する者の利便の増進に資するため
設置の根拠法令等	りんりんスクエア土浦の設置及び管理に関する条例
事業内容	りんりんスクエア土浦の維持管理、レンタサイクル、シャワー、ロッカーのサービス提供、自転車販売店「ル・サイク」による自転車販売、観光客やサイクリスト向け情報発信
定員	－
利用料金	・シャワー：300 円/回 ・ロッカー：小 400 円/回　大 600 円/回 ・サービス提供区画（テナント料金）：1,430 円/月/㎡

（２）管理手法　　※令和７年４月１日時点

○　県がＪＲ東日本から土浦駅ビルの一部を賃借している。

○　施設は、平成 30 年度から指定管理者制度による運営を実施している。

指定管理者	株式会社アトレ
指定管理期間	平成 30 年３月 29 日～令和 10 年３月 31 日（10 年間）
従事者数	５人　※土浦駅ビル管理業務と兼務

（３）利用状況

○　春～夏季の施設利用者が増加し、ピークである R1 年度に次ぐ利用者数となった。

【利用者数の推移】　（単位：人）

年度	H30	R１(ﾋﾟｰｸ)	R２	R３	R４	R５	R６	R６/ﾋﾟｰｸ
利用者数	11,159	11,752	10,591	10,620	11,175	10,236	11,200	95.3%

（４）運営状況

○　一部事業での収入減により歳入減となったが、経費の削減等により収支はやや改善した。

○　平成 26 年度以降、10,000 千円以上の大規模修繕については、実績なし。

【収支の推移】　（単位：千円）

年度	歳入計 (A)	指定管理料	利用料収入	その他	歳出計 (B)	人件費	維持管理費	事業費	その他	収支 (A-B)	【参考】県実施の修繕費
H30	89,425	0	5,877	83,548	88,732	7,000	18,643	61,733	1,356	693	0
R１	111,132	0	9,988	101,144	106,452	7,000	18,761	79,335	1,356	4,680	0
R２	98,402	0	8,913	89,489	103,627	7,000	18,727	76,544	1,356	△5,225	0
R３	97,887	0	10,424	87,463	102,392	7,000	18,488	76,028	876	△4,505	0
R４	96,829	0	12,395	84,434	98,425	12,668	17,346	67,059	1,352	△1,596	0
R５	78,466	0	12,472	65,994	87,475	12,591	17,638	56,046	1,200	△9,009	0
R６	69,848	0	12,865	56,983	77,881	12,774	17,826	46,674	607	△8,033	0
平均	91,713	0	10,419	81,294	94,998	9,433	18,204	66,203	1,158	△3,285	0

※　りんりんスクエア土浦は、テナント料等の収入により経費を賄うこととなっており（協定事項）、指定管理者である(株)アトレに対して県からの指定管理料支払いはなし。

（５）周辺エリアの動向、類似施設の状況

○　他の「ナショナルサイクルルート」でも、更衣スペースや物販、レンタサイクル等サイクリストに求められる機能を備えた拠点施設を有している。（しまなみ海道（愛媛）：今治駅前サイクリングターミナル、ビワイチ（滋賀）：米原駅サイクルステーション、トカプチ（北海道）：おびくる、富山湾（富山）：氷見市漁業文化交流センター）

○　「りんりんスクエア土浦」は、併設する人気ホテル（ＢＥＢ５）を含めた駅ビル全体でのサイクリング拠点化や、ＪＲグループとの緊密な連携による施設運営など、他の施設にない特色を有している。

２　課題

○　つくば霞ヶ浦りんりんロードの中核となるサイクリング拠点施設として、今後もサイクリストのニーズに応えながら、地域の誘客に寄与していくことが求められる。

○　収支の改善が必要である。

３　対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和７年度	令和６年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

○　現行での施設運営により合理化を図る方向を模索するとともに、今後の収支改善について検討する。

【理由】

○　サイクリング拠点施設として、利用者増に向け、施設利用者アンケートや、地域連携したサイクリングイベントから必要なニーズを捉え、つくば霞ヶ浦りんりんロードの魅力向上につながるサービス提供を、県施設として取り組んでいく。

○　運営経費については、清掃業務をはじめとする管理費について所在ビル全体で経費削減に取り組んでおり、引き続き合理化を進めつつ、収支改善に向けた対策について指定管理者側と検討していく。

令和７年度　公の施設等運営状況報告書

（出資団体等所有施設）

地域振興課（政策企画部）

令和７年６月１１日（水）

○施設名　鹿島セントラルビル【所有団体：鹿島都市開発（株）】

１　現状

（１）施設の概要

○　鹿島セントラルビルは、鹿島開発が進展する中で、当時、鹿島地域に不足していた宿泊機能を補完しつつ、ビジネスセンターとして商業、業務の核の形成などを目的として、鹿島都市開発（株）が建築した鹿島セントラルビル本館と、その後建築した鹿島セントラルビル新館、温浴施設の総称である。このうち、建物の一部は、テナントスペースとしてオフィスや店舗の目的で賃貸するなど、鹿島地域における都市機能の拠点として役割を担ってきた。

○　このような中、かねてより抜本的改革が求められてきたホテル事業については同法人の経営改善を図るため、公募型プロポーザル入札方式により、ホテル事業等の譲渡、及び鹿島セントラルビル等の建物及び敷地である県有地の売却を令和６年１０月９日に実施した。

（参考１）鹿島セントラルビルの概要

区分	建築年	構造	延床面積	備考
ビル本館	昭和 47 年	地上 14 階、地下１階	22,372 ㎡	ホテル客室（123 室（定員 155 人））。オフィス、店舗等を含む。
ビル新館	平成 12 年	地上 16 階、地下１階	33,270 ㎡	ホテル客室（174 室（定員 237 人））。モール、レストラン等を含む。
温浴施設	平成 14 年	地上２階	800 ㎡	

（参考２）鹿島都市開発株式会社の概要

設　　立	昭和 44 年７月７日（設立根拠：会社法第 2 編第 1 章（旧商法第 2 編第 4 章））
代 表 者	代表取締役社長　中川　欽正
所 在 地	神栖市大野原 4-7-1
資 本 金	1,480,800 千円
株　　主	51 団体（公共団体：3 団体、法人等：48）※ 公共団体出資比率 50.0%（県：693 百万円(46.8%)、鹿嶋市・神栖市：計 48 百万円(3.2%)）
事業内容	不動産事業（テナント賃貸除く）、施設管理事業、設計管理事業、土地管理事業
役　　員	10 人（内訳）取締役８人（常勤 2 人、非常勤 6 人）、監査役２人（非常勤）
従業員数	182 人（正社員 107 人、嘱託職員 25 人、臨時職員 50 人）　※令和７年４月１日現在

（２）利用状況

○　ホテル等の利用人員について、温浴施設は、おおむね 16 万人で横ばいとなっているものの、宿泊・レストラン等では平成 26 年度以降、減少傾向にあった。

○　新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度はホテル事業において客室稼働率の低下や婚礼・宴会の利用が大幅に減少し、令和３年度以降は回復傾向にあったが、コロナ禍前の水準までは回復していない状況であった。

（参考３）ホテル等の利用人員及び客室稼働率の推移

・利用人員の推移（H27～R6）　（単位：人）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※
宿泊	81,219	80,003	65,227	73,765	68,872	30,854	34,548	49,762	54,902	29,565
宴会	71,565	74,328	69,973	66,445	64,046	10,417	25,684	26,977	36,363	16,777
レストラン	204,413	191,017	172,397	175,009	149,238	80,809	85,000	92,425	96,117	47,942
売店	125,841	110,329	97,725	113,057	112,406	57,112	65,701	77,597	79,416	39,179
モール	21,369	16,804	19,561	65,714	138,317	45,978	10,816	11,075	31,509	3,895
ﾜｸﾁﾝ大規模接種会場	－	－	－	－	－	－	104,251	41,494	－	－
小計	504,407	472,481	424,883	493,990	532,879	225,170	326,000	299,330	298,307	137,358
温浴施設	171,043	162,100	153,468	158,399	168,341	126,909	160,491	166,910	172,164	86,604
合計	675,450	634,581	578,351	652,389	701,220	352,079	486,491	466,240	470,471	223,962

※ 令和６年度の利用人員の数字はホテル譲渡前（R6.10.8）までの数字。

・客室稼働率の推移（H27～R6）　（単位：%）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※
客室稼働率※	67.7	67.0	55.1	63.7	57.9	26.5	28.9	42.2	45.7	47.3

※ 客室稼働率は、本館（123 室）と新館（174 室）の合算。

※ 客室稼働率のピークは、平成 19 年度（70.9%）。利用人員のピークは、令和元年度（701 千人）。

※ 令和６年度の客室稼働率の数字はホテル譲渡前（R6.10.8）までの数字。

（３）経営状況

○　テナント賃貸業が堅調に営業利益を確保する一方、コロナ禍の影響による宿泊客やレストラン利用客等の減少に伴い、特にホテル事業の収益悪化が顕著になっている。コロナ禍の影響が最も深刻であった令和２年度のホテル事業売上高は619百万円と、コロナ禍前（平成29年度：1,561百万円）の約40%程度まで落ち込んだ。

○　その後、レストランでの販売価格の見直し（全体として５％程度の値上げ）や宿泊での素泊まりプランの導入といったニーズに合わせたプランの充実を図るなどの取組により、令和５年度のホテル事業売上高は1,054百万円となり、令和2年度との比較では約170%と増加しているものの、コロナ禍前（平成29年度）との比較では、67%程度にとどまっており、いまだコロナ禍前の水準には回復しない状況であった。

【収支（ホテル事業）の推移】　（単位：千円）

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6（見込）
収入（A）		1,881,822	1,867,565	1,561,484	1,588,768	1,457,756	619,122	836,773	1,017,073	1,054,274	512,118
	利用料	1,881,822	1,867,565	1,561,484	1,588,768	1,457,756	619,122	836,773	1,017,073	1,054,274	512,118
	県支援額	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
支出（B）		1,876,677	1,880,986	1,593,889	1,568,668	1,483,651	1,015,283	1,112,194	1,134,723	1,196,764	611,346
	人件費	455,518	467,424	390,099	380,689	349,791	189,429	295,517	285,758	301,586	135,732
	維持管理費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
収支（A-B）		5,145	△13,421	△32,405	20,100	△25,895	△396,161	△275,421	△117,650	△142,490	△99,228

※「県支援額」とは、県からの補助金、委託料及び貸付金をいう。

※令和６年度の収支は、ホテル事業譲渡前（R6.10.8）までの数字。令和６年度の数字は法人の決算前のため、見込み額。

【収支（不動産賃貸業）の推移】　（単位：千円）

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6（見込）
収入（A）		382,591	384,220	388,703	384,991	429,418	395,915	393,507	410,589	412,298	203,418
	利用料	382,591	384,220	388,703	384,991	429,418	395,915	393,507	410,589	412,298	203,418
	県支援額	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
支出（B）		255,291	250,299	251,476	258,895	339,549	320,574	330,647	317,400	310,557	190,674
	人件費	17,900	11,341	6,523	18,871	18,871	19,181	24,070	24,070	21,128	9,401
	維持管理費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
収支（A-B）		127,300	133,921	137,227	126,096	89,869	75,341	62,860	93,189	101,741	12,744

※「県支援額」とは、県からの補助金、委託料及び貸付金をいう。
※不動産賃貸業のうち、テナント賃貸に関する収支状況。
※令和６年度の収支は、事業譲渡前（R6.10.8）までの数字。令和６年度の数字は法人の決算前のため、見込み額。

【収支（不動産賃貸業及びホテル事業）の推移】　（単位：千円）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6（見込）
不動産賃貸業	127,300	133,921	137,227	126,096	89,869	75,341	62,860	93,189	101,741	12,744
ホテル事業	5,145	△13,421	△32,405	20,100	△25,895	△396,161	△275,421	△117,650	△142,490	△99,228
合計	132,445	120,500	104,822	146,196	63,974	△320,820	△212,561	△24,461	△40,749	△86,484

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載） （単位：千円）

年度	修繕実績額		修繕内容
		県支援額	
H27	57,210	－	ボイラー交換（12,000）、PCB 処分（20,000）、新館）9F・11F 絨毯（12,500）、新館 12F・13F 絨毯（12,710）
H28	41,420	－	新館ターボ冷凍機（29,000）、新館 8F・10F 絨毯（12,420）
H29	14,800	－	ボイラー交換
H30	12,085	－	新館 7F・14F 絨毯張替工事
R１	44,700	－	新館吸収式冷温水発生機
R２	－	－	
R３	－	－	
R４	－	－	
R５	－	－	
R６	－	－	
計	170,215	－	

（４）周辺エリア、類似施設等の状況

○　当該施設は鹿行地域から東京への高速バスターミナルの発着場となっていることもあり、周辺地域から人が集まる場となっている。

○　大阪市の保有していた大阪ベイタワーも、宿泊施設と商業施設を兼ね備えた複合施設であったが、売上が低迷していたことから、民間資本への売却を実施している。

（５）意見・提言等

○　当該ビルを所管する鹿島都市開発（株）は、固定資産等の減損処理による特別損失を計上した平成 17 年度以降、債務超過に陥るなど厳しい経営状況にあり、過去の県出資団体等調査特別委員会において、特に県財政に与える影響が大きい「精査団体」とされ、経営改善に向けた厳しい指摘を受けている。

（参考４）過去の県出資団体等調査特別委員会や包括外部監査等からの提言・意見等

項目	主な提言・意見等の内容
県出資団体等調査特別委員会（H22）	県の財政的関与の廃止 ・　将来的には、県関与を廃止し、自立化を図るべきである。 ・　ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべき。
県出資団体等調査特別委員会（H26）	県の財政的関与の廃止 ・　無利子長期借入金や不動産の優先的利用など県の支援を受けながらホテル事業を行ってきたが、近年では民間と競合する状況であることから、将来的には、県関与を廃止し、自立化を図るべき。当面は営業努力を継続し、県貸付金の償還を促進するが、ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべき。ホテル事業については、切り離して民間のノウハウを活用することも検討すべき。 ・　設計管理事業について、民間と競合せず、公共性、公益性が発揮できる分野である場合には、類似の事業を行う公益法人などが担うことを検討すべき。
包括外部監査（H17） ※ 包括外部監査人 公認会計士 今野利明氏	・　ホテル事業を鹿島都市開発（株）から分離させ、その上で県等を相手先とする受託事業を中心としたビジネスモデルに転換する。これにより赤字の流出を食い止める。
包括外部監査（H26） ※ 包括外部監査人 税理士 池田雄一氏	・　売上拡大への取組強化、コスト意識の徹底等により業績向上へ向けて更に努力していくことが望ましい。
出資法人等経営評価（R4） ※ 評価チームには、公認会計士及び税理士２人を含む。	・　法人の中期経営計画の進捗管理について適切に指導監督するとともに、ホテル事業の収支改善に向けて、専門会社のノウハウ活用を拡大するよう、法人との検討を進められたい。

２　課題

○　改革工程表や中期経営計画に基づく取組を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、特にホテル事業の売上が大きく減少した。

　その後、回復傾向にあるもののコロナ禍前の水準には回復していない状況が続いており、経営に必要な運転資金の確保が困難となる恐れがあるなど経営状況が厳しく、抜本的な改革が求められていた。

３　対応方針

※ 該当するものに「○」を付すこと。

区分	今後の取組方針（案）	令和７年度	令和６年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）		
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）	○※	○
⑤	廃止・休止・統合		

※令和６年１０月９日に民間資本へ譲渡。

○　ホテル機能の維持や地域共生、従業員の雇用継続、高速バスターミナルとしての機能維持等を条件に、鹿島都市開発（株）のホテル事業等を譲渡し、それに合わせて鹿島セントラルビルとその敷地である県有地の売却を実施した。

４　周辺の影響とその対応

○　譲渡にあたっては、神栖市議会からの意見書など、ホテル事業等譲渡に関する説明会の開催を求める要望があったほか、地元では「ホテルが無くなってしまうのではないか」との懸念の声もあることから、当該方針を発表するに至った経緯や、事業譲渡の目的及び事業譲渡後のホテルの将来像等について、地元住民の方々の理解を深めることを目的として、「鹿島セントラルホテル事業等譲渡に関する説明会」を開催した。

○　なお、従業員について、優先交渉権者も同席のもとホテル等の従業員向けの説明会や個別ヒアリングを実施し、転籍を希望する従業員については、現在の労働条件と実質的に同等以上の条件で転籍を実施。

５　これまでの対応及び今後の対応

○　優先交渉権者である「フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社（コンソーシアム）」と契約の詳細について、調整を行い、「フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社」及びフォートレスグループが運用するファンドの資金で組成された「八重桜合同会社」と県有財産売買仮契約を締結。
県有地については、第３回定例会にて県有財産売却の議案が可決された。
また、鹿島都市開発株式会社の臨時株主総会で譲渡の承認を受け、建物に関する売買契約を「八重桜合同会社」と事業に関する譲渡契約を「株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント」とそれぞれ締結し、令和６年１０月９日に県有地及び鹿島セントラルビルの売却、ホテル事業等の譲渡を実施した。

○　今後は、譲渡物件を主にホテル及び賃貸オフィス・店舗、温浴施設等の用途に使用すること、高速バスターミナルの機能維持等の契約条件が遵守されているか確認するとともに、法人において残存する４事業（施設管理事業・設計管理事業・土地管理事業・不動産事業（テナント賃貸業除く））で収益確保できるよう指導監督を行う。

（参考）譲受事業者等概要

（１）フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社

・フォートレス・インベストメント・グループ LLC は 1998 年に設立された投資会社
・国内で 3,921 件以上、取得コストで約 1 兆 4,550 億円以上の投資を実行（2024 年 3 月 31 日時点）
・長期的な目線で投資・所有・運営プラットフォームを構築・拡大
・グループ企業として、ホテル運営会社の株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント、REIT のインヴィンシブル投資法人等

（２）株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント

・1999 年に設立し、2012 年にフォートレスが運営するファンドが 100％子会社化
・全国 176 棟のホテルを運営し、ホテルの再生に強みを持つ（2025 年 3 月 31 日時点）
・県内では、亀の井ホテル大洗及び潮来（旧かんぽの宿大洗及び潮来）、亀の井ホテル筑波山（旧つくばグランドホテル）を運営

（３）譲渡後の状況

・鹿島セントラルビルを含めたホテル事業等譲渡後、新館は「アートホテル鹿島セントラル」、本館は「フレックステイイン鹿島セントラル」へ名称変更（2024 年 12 月）。

・新館は順次改装を行っており、2025 年 3 月末時点では、11 階～14 階客室及び共用部の改装が完了し、同年 3 月 28 日よりリニューアル部屋の販売を開始。
今後も残りの客室及び共用部の改装や 1 階レストラン、売店、温浴施設等の改装を予定。

令和７年度　公の施設等運営状況報告書

（出資団体等所有施設）

交通政策課（政策企画部）

令和７年６月 11 日（水）

○施設名　大洗鹿島線（大洗駅ほか 13 駅）【所有団体：鹿島臨海鉄道株式会社】

１　現状

（１）施設の概要

○　日本鉄道建設公団が建設していた国鉄鹿島線（水戸駅～北鹿島駅間）を、国鉄（現 JR 東日本）に代わって鹿島臨海鉄道株式会社が経営することになり、昭和 60 年３月から、大洗鹿島線として旅客営業を開始した。

○　大洗駅ほか 13 駅（※）は、大洗鹿島線の水戸駅から鹿島サッカースタジアム駅間の 53.0km の旅客営業のために必要な駅設備であり、地域の公共交通機関として、沿線住民の通勤・通学や、観光客などの移動手段として利用されている。

※　13 駅：水戸駅（JR と共同使用）、東水戸駅、常澄駅、涸沼駅、鹿島旭駅、徳宿駅、新鉾田駅、北浦湖畔駅、大洋駅、鹿島灘駅、鹿島大野駅、長者ケ浜潮騒はまなす公園前駅、荒野台駅
（鹿島サッカースタジアム駅は、JR 所有）

○　なお、鹿島臨海鉄道株式会社の保有する施設として、旅客営業を行う大洗鹿島線（大洗駅ほか 13 駅）のほか、企業向けに貨物輸送を行うための鹿島臨港線がある。

（参考１）大洗鹿島線の概要

区間	水戸～鹿島サッカースタジアム
鉄道事業免許取得年月日	昭和 59 年９月 11 日
運輸開始年月日	昭和 60 年３月 14 日
営業の種類	旅客
営業キロ	53.0km（単線）
ホーム有効長	150m（水戸駅）、140m（大洗駅）、104.4m（涸沼駅）、102.4m（常澄駅）、102.0m（新鉾田駅）、100m（上記以外の駅）
運賃	別表のとおり

（参考２）鹿島臨港線の概要

区　　間	鹿島サッカースタジアム～神栖～奥野谷浜
鉄道事業免許取得年月日	昭和 44 年７月 21 日
運輸開始年月日	昭和 45 年 11 月 12 日
営業の種類	貨物
営業キロ	19.2km（単線）

（参考３）鹿島臨海鉄道株式会社の概要

設　　立	昭和 44 年４月１日
代表者	代表取締役社長　篠部武嗣（非常勤）
所在地	東茨城郡大洗町桜道 301
資本金	1,226,000 千円
株　　主	22 団体（公共団体：１団体、法人等：21 団体） ※公共団体出資比率 29.5%（県：362 百万円(29.5%)）
事業内容	旅客事業（大洗鹿島線） 貨物事業（鹿島臨港線） JR 東日本に係わる業務の受託 清涼飲料水及び酒類、たばこ、加工食品並びに雑貨類の販売 上記に付帯し、または関連する事業（駐車場、広告等）
役員数※	18 人（内訳）取締役 15 人（常勤４人、非常勤 11 人）、監査役３人（常勤１人、非常勤２人）
従業員数※	93 人（正社員 81 人、嘱託職員３人、臨時職員９人）

※　役員数及び従業員数については、令和７年４月１日現在の人数。

（別表）大洗鹿島線の普通旅客運賃

普 通 旅 客 運 賃 表

令和6年10月1日改定

大人	1,750	1,560	1,560	1,480	1,400	1,320	1,230	1,050	960	880	700	570	420	310	290	水戸
小児	870	780	780	740	700	660	620	530	480	440	350	290	210	160	150	
大人	1,670	1,480	1,400	1,400	1,320	1,230	1,140	960	880	700	630	510	290	290	東水戸	
小児	830	740	700	700	660	620	570	480	440	350	320	260	150	150		
大人	1,590	1,400	1,320	1,230	1,140	1,050	960	880	700	630	510	340	290	常澄		
小児	790	700	660	620	570	530	480	440	350	320	260	170	150			
大人	1,510	1,320	1,230	1,140	1,050	960	880	790	630	510	420	290	大洗			
小児	750	660	620	570	530	480	440	400	320	260	210	150				
大人	1,240	1,050	1,050	960	880	790	700	570	450	310	290	涸沼				
小児	620	530	530	480	440	400	350	290	230	160	150					
大人	1,150	960	880	790	790	700	570	450	310	290	鹿島旭					
小児	570	480	440	400	400	350	290	230	160	150						
大人	1,070	880	790	700	630	570	450	310	290	徳宿						
小児	530	440	400	350	320	290	230	160	150							
大人	890	700	630	570	510	450	290	290	新鉾田							
小児	440	350	320	290	260	230	150	150								
大人	820	630	510	450	420	310	290	北浦湖畔								
小児	410	320	260	230	210	160	150									
大人	640	450	420	340	290	290	大洋									
小児	320	230	210	170	150	150										
大人	530	340	290	290	230	鹿島灘										
小児	260	170	150	150	120											
大人	480	290	290	230	鹿島大野											
小児	240	150	150	120												
大人	480	290	230	※はまなす公園前												
小児	240	150	120													
大人	420	230	荒野台													
小児	210	120														
大人	190	※鹿島スタジアム														
小児	90															
	鹿島神宮															

凡例

上段	大人運賃
下段	小児運賃

※はまなす公園前･･･長者ヶ浜潮騒はまなす公園前
※鹿島スタジアム･･･鹿島サッカースタジアム

（２）施設の利用状況

○　大洗鹿島線の利用者数は、平成４年度の 3,588 千人（定期 2,028 千人、定期外 1,560 千人）をピークに、少子高齢化や沿線人口の減少などにより逓減傾向である。

○　令和６年度の利用者数は、通勤が 285 千人（対前年比 104.1%）、通学 824 千人（対前年比 98.8%）、定期外 711 千人（対前年比 101.4%）、全体としては 1,820 千人（対前年比 100.7%）に増加となった。

○　新型コロナウイルスの影響により利用者が減少したものの、社会経済活動の正常化により利用者数は令和元年度と比較し約９割まで回復した。

○　なお、鹿島臨港線における貨物輸送量については、近年 250 千トン以上で推移している。

（参考４）輸送量の推移

【旅客輸送量】　（単位：千人）

年度	H27	H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６
利用者数	2,104	2,185	2,119	2,113	2,050	1,497	1,571	1,720	1,807	1,820
定期券	1,292	1,321	1,284	1,282	1,262	1,006	1,038	1,058	1,107	1,109
うち通勤	269	267	261	265	285	250	248	274	274	285
うち通学	1,023	1,054	1,023	1,017	977	756	790	833	833	824
定期外	812	864	835	831	788	491	533	662	700	711

【貨物輸送量】　（単位：千トン）

年度	H27	H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６
貨物輸送量	279	281	276	268	276	253	270	253	260	257

（３）経営状況

○　中期経営計画に基づき旅客事業及び貨物事業を実施しており、特に旅客事業の赤字を圧縮するため、運賃の改定やイベントに合わせた臨時列車の運行など収支改善に努めているところである。

（旅客事業）

○　令和６年度の旅客収入は、利用者が回復してきていることから、約 591 百万円（対前年度比 108.7%）となっている。

○　一方で、軽油単価の高騰に伴う動力費の増加や、電気代の値上がりによる水道光熱費の増加などの影響を受け、経常収支については約 80 百万円の赤字となった。

○　沿線人口の減少やアフターコロナにおけるテレワークの定着といったライフスタイルの変化など、今後も厳しい経営環境が続く見通しである。また、開業 40 年が経過しており、国、県、沿線市町の支援も受けながら、老朽化した施設の修繕や更新を行い、安全輸送を継続している。

（貨物事業）

○　令和６年度の貨物事業の営業収入は、台風による運休等の影響はあったものの、2024 年問題を背景とした新規案件の取込などにより約 363 百万円（対前年度比 106.4%）となり、経常収支は約 60 百万円の黒字となった。

○　貨物事業については継続して黒字であり、物流業界における「2024 年問題」を背景として、企業のモーダルシフトが今後一層進むと見込まれることから、新規荷主の獲得など収益拡大に努めている。

（事業全体）

○　令和６年度の旅客事業と貨物事業を合わせた経常収支については、貨物事業の収益により旅客事業の赤字を圧縮し、約 20 百万円の赤字となった。

（参考５）収支の推移

【旅客事業】 （単位：千円）

年度	収入計 A	旅客収入	その他	支出計 B	人件費	維持管理費	その他	営業収支 C(A-B)	営業外収入 D	営業外支出 E	経常収支 F(C+D-E)
H27	796,178	618,553	177,625	824,617	490,421	88,898	245,298	△ 28,439	21,159	1,223	△ 8,503
H28	837,028	642,076	194,952	882,973	526,428	79,795	276,750	△ 45,945	16,326	1,216	△ 30,835
H29	815,506	631,333	184,173	879,971	493,884	68,596	317,491	△ 64,465	16,088	122	△ 48,499
H30	805,671	629,868	175,803	902,049	487,728	102,095	312,226	△ 96,378	16,712	1,108	△ 80,774
R１	770,053	605,206	164,847	847,831	458,283	95,675	293,873	△ 77,778	10,368	972	△ 68,382
R２	541,271	419,854	121,417	748,497	426,455	81,174	240,868	△207,226	11,413	938	△196,751
R３	562,322	449,187	113,135	730,883	418,094	74,808	237,981	△168,561	11,668	875	△157,768
R４	623,131	506,669	116,462	774,921	438,344	90,687	245,890	△151,790	10,785	842	△141,847
R５	653,067	543,464	109,603	760,557	425,664	82,280	252,613	△107,490	12,950	772	△ 95,312
R６	695,914	590,575	105,339	782,570	441,400	75,754	265,416	△ 86,656	7,322	730	△ 80,064

【貨物事業】 （単位：千円）

年度	営業収支 G	営業収入	営業支出	営業外収入 H	営業外支出 I	経常収支 J (G＋H－I)
H27	25,320	350,794	325,474	9,068	476	33,912
H28	25,558	337,994	312,436	6,349	427	31,480
H29	39,226	335,147	295,921	6,571	373	45,424
H30	79,210	336,762	257,552	6,826	313	85,723
R１	36,654	359,425	322,771	4,658	359	40,953
R２	73,848	330,860	257,012	6,703	313	80,238
R３	76,549	347,218	270,669	7,151	307	83,393
R４	69,402	331,240	261,838	5,556	281	74,677
R５	44,084	341,280	297,196	6,671	300	50,455
R６	56,632	363,025	306,393	3,772	283	60,121

【事業全体】（単位：千円）

経常収支 F+J
25,409
645
△ 3,075
4,949
△ 27,429
△116,513
△ 74,375
△ 67,170
△ 44,857
△ 19,943

（参考６）大洗鹿島線における車両や鉄道施設の維持・修繕費用と県補助金の推移　（単位：千円）

年度	事業費	うち県補助金	主な事業内容
H27	111,409	18,568	トンネル　漏水対策、車両検査・修繕
H28	61,279	10,213	高架橋剥落対策、車両検査・修繕
H29	181,257	30,209	車両検査・更新
H30	184,606	30,768	車両検査・更新
Ｒ１	166,591	27,765	車両検査・更新
Ｒ２	173,466	28,911	車両検査・更新
Ｒ３	4,934	822	車両検査・修繕
Ｒ４	33,332	5,164	車両検査・修繕
Ｒ５	97,263	16,210	車両検査・修繕
Ｒ６	77,720	12,953	車両検査・修繕

※　県補助金については、国が 1/3、沿線市町が 1/6 助成しているのに合わせ、県においても 1/6 以内で助成。

（参考７）その他の県補助金等　（単位：千円）

年度	補助金等の内容	補助金等の額
Ｒ２	運行継続協力金	38,010
	豪雨災害に係る被災箇所復旧工事に係る工事費支援（国・沿線市町との協調補助）	7,933
	鉄道・バス利用環境整備費用助成金	200
Ｒ３	茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金	5,000
Ｒ４	交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金	2,840
Ｒ５	交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金	4,462

（４）周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

○　令和６年度は、水戸市など沿線市町の花火大会や大洗町のあんこう祭りなどの各種イベントが開催された。

○　令和６年の全国の鉄道利用者数は、新型コロナウイルスの影響が少なかった令和元年の９割まで回復している。

○　全国の第三セクター鉄道が加盟する第三セクター鉄道等協議会がまとめた、令和５年度の輸送実績と経営成績では、各鉄道会社では輸送量については回復傾向にあるものの、経営成績では、会員 41 社のうち 37 社が経常赤字となっている。

（５）経営評価の結果

○　令和３年度の経営評価の結果より、「改善の余地あり」となっており、令和６年度の結果も同様である。

○　旅客事業については、赤字から黒字への転換に向けた取組が求められている。

○　貨物事業については、収益拡大に向けた取組が求められている。

（参考８）過去の出資法人等経営評価における提言・意見等

項目	主な提言・意見等の内容
出資法人等経営評価（Ｒ６）	○　平成 30 年度以降６期連続で赤字を計上している。 ○　旅客事業については、令和６年 10 月に運賃改定を行ったが、利用者の利便性向上に努めるとともに、沿線人口の減少等が進んでいることから、「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」や沿線企業等との連携による利用促進等により収支改善を図られたい。 ○　貨物事業については、顧客のニーズを踏まえたサービスの向上やＪＲ貨物等との連携強化による新規荷主獲得に努めるなど、収益拡大を図られたい。 ○　鉄道施設や車両の老朽化が進んでいることから、引き続き安全な運行を堅持するため、国、県、沿線市町の補助金等を活用した鉄道施設の維持管理及び計画的な更新を実施し、基幹的な公共交通機関として地域に貢献されたい。

（参考９）大洗鹿島線を育てる沿線市町会議の概要

設　立	昭和 61 年
会　長	大洗町長（事務局：大洗町）
構　成 （分担金:千円）	県（225）、水戸市(260)、大洗町(229)、鉾田市(368)、鹿嶋市(193)、潮来市(75)　計：1,350
主な事業	・ＪＲ東日本千葉支社が運行するサイクルトレイン「B.B.BASE」と連携し、鹿島神宮駅～大洗駅間で大洗鹿島線サイクルトレインの運行費用を補助 ・大洗鹿島線利用促進及びホームタウン意識の醸成を図るため、水戸ホーリーホック及び鹿島アントラーズ特別仕様（選手写真、試合日程などを掲載）の時刻表を作成 ・大洗鹿島線を利用する機会の創出及びマイレール意識の醸成を図るため、沿線地域に在住の中学生を対象に希望区間の往復乗車券を配布　など

２　課題

（旅客事業）

○　大洗鹿島線については、開業当初から、採算性の低い路線を引き受けたことに加え、沿線の人口減少が進行していることから、利用者が逓減傾向にあるとともに、先行き不透明な世界経済の影響などにより諸物価が高騰しており、営業費用の増加が見込まれ、今後も厳しい経営環境が続く見通しである。

○　開業から 40 年が経過し、高架橋などの鉄道施設や車両の老朽化が進んでおり、多額の維持修繕費用が見込まれる。

○　車両については、計画的に新型車両の導入を進めてきたものの、部材高騰により製造会社から急激な値上げを要請されたことから、当初予定よりも更新費用の増加が見込まれる。安全輸送を継続していくため、施設の老朽化に対する修繕や車両の更新を実施していく必要がある。

（貨物事業）

○　貨物事業については、ドライバー不足によるトラック輸送の運賃上昇やカーボンニュートラルへの対応など、荷主企業におけるモーダルシフトが一層進むと見込まれることから、収益拡大に向けた取組が必要である。

３　対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和７年度	令和６年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

○　現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

○　当路線はこれまで、地域住民の通学・通勤や観光客の移動手段であり地域経済活動の基盤としての役割を担っており、関係者と連携した利用促進策の展開や貸切列車の運行などによる取組を通じ、輸送人員の回復を図っているところであり、施設を存続させる必要がある。

○　なお、施設の管理運営に当たっては、水戸市と鹿嶋市を結ぶ広域な鉄道輸送について、他に事業者はおらず、仮に事業が廃止された場合、行政コストの増加に繋がりかねないことなどから、引き続き鹿島臨海鉄道株式会社において運営を継続し、輸送人員の回復による収支改善や業務効率化による経費削減により合理化に取り組んでいく。

【具体的な取組内容】

（旅客事業）

○　「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」などとの連携による利用促進策を展開するとともに、鹿島アントラーズのホームゲーム開催日において、神栖駅からパーク＆ライドによるサッカー応援団体専用臨時列車の運行を行うなど、利用者の確保を図り、収支改善を進めていく。

○　車両や鉄道施設の維持・修繕については、国、県、沿線市町の補助金などを活用し、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業計画などに基づき進めていく。

○　更新予定であった車両の修繕を行い、継続して使用するとともに、新型車両の導入については、第三セクター鉄道等協議会及びその会員と連携して、共通車体の購入による更新費用の低減を図っていく。

○　大洗鹿島線については、安全・安心な運行に配慮しながら、鉄道サービスの提供を通じて、地域の発展に貢献し、地域住民の豊かな生活を支える公共交通機関として、その使命を今後も果たしていく。

（貨物事業）

○　鉄道未利用企業への営業活動の強化や積込試験輸送の実施により新規荷主を獲得し、輸送量の増加を図っていく。

資料３－５

令和６年度包括外部監査結果報告への対応【総括】･【抜粋】

テーマ：基金等の管理と運用について

令和７年６月11日

政 策 企 画 部

令和６年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

政策企画部

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		2	1	3	0			
	第５章　監査の結果							
	Ⅰ．　基金について							
	３．　個別の基金の管理及び運用に関する報告事項							
	（32）茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金							
	②監査の結果							
	（ⅰ）基金管理（出納）カードの記載について							
2	【意　見】 基金管理（出納）カードの銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。		○	○		監査人からの意見を踏まえ会計管理課が作成した記載要領に基づく記載（銘柄（物品）欄への具体的な記載：普通預金、定期預金、譲渡性預金等）に改めた。	計画推進課	186
	（34）茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金							
	②監査の結果							
	（ⅰ）基金の資金運用の効率性について							
3	【指　摘】 資金運用方法は単年度運用として１年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考える。	○		○		中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。	地域振興課	191
	（ⅱ）基金の資金計画について							
4	【指　摘】 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。当該基金の性質上、将来の資金計画策定に一定の実務上の制約はあったとしても、実務的に可能な限り、複数年度運用を前提とした資金計画を策定するべきであると考える。	○		○		基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、実務的に可能な範囲において、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。	地域振興課	192
		2	1	3	0			

※　政策調整課が所管する「茨城県発電用施設周辺地域振興基金」について、「基金管理（出納）カードの記載について」の意見があったが、防災・危機管理部の事務に係る意見であることから、防災環境産業委員会にて報告

【様式２】
令和６年度包括外部監査結果報告（意見）への対応

監査のテーマ	担当部・課
基金等の管理と運用について	政策企画部計画推進課

１　意見の概要 （外部監査人作成の監査結果報告書の概要）	２　短期・中長期の区分	３　意見についての整理検討内容 （○意見に係る事実関係等 ○問題点の整理等）	４　意見への対応
Ⅰ．基金について ３．個別の基金の管理及び運用に関する報告事項について （32）　茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金について （ｉ）　基金管理（出納）カードの記載について 　銘柄（物品）欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等のどの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄（物品）欄には具体的な記載が望ましい。	短期	○意見に係る事実関係等 　茨城県財務規則第 274 条の規定による帳票の様式第 177 号（基金管理（出納）カード）の備考１に則り、銘柄欄に「預金」と記載していた。 （参考） 様式第 177 号(基金管理(出納)カード) 備考1　銘柄欄には、債券、預金等の名称を記載すること。 ○問題点の整理等 　普通預金、定期預金等のどの預金か明らかでない。	監査人からの意見を踏まえ会計管理課が作成した記載要領に基づく記載（銘柄（物品）欄への具体的な記載：普通預金、定期預金、譲渡性預金等）に改めた。

【様式１】

令和６年度包括外部監査結果報告（指摘）への対応

監査のテーマ	担当部・課
基金等の管理と運用について	政策企画部地域振興課

１　指摘事項の概要 （外部監査人作成の監査結果報告書の概要）	２　短期・中長期の区分	３　指摘事項についての整理検討内容 （○指摘事項に係る事実関係等 ○問題点の整理等）	４　指摘事項に基づく措置等
Ⅰ．基金について ３．個別の基金の管理及び運用に関する報告事項について （34）　茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金について （ｉ）　基金の資金運用の効率性について 資金運用方法は単年度運用として１年未満の運用を選択しており、複数年度の運用を前提として運用していれば得られたであろう資金運用益すなわち機会損失があったのではないかと考える。基金は公金であることから安全性を第一義的に優先しつつも、効率的に運用することが求められると考えるが、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべきであると考える。	短期	○指摘事項に係る事実関係等 本基金は脱炭素に向けた民間企業の設備投資等への支援を目的に造成されており、基金造成当時より民間企業の取組の進捗状況に応じて取り崩すこと前提としている。 そのため、企業の意思決定後、企業の投資実施に柔軟かつ速やかに対応する必要があり、基金の単年度運用をしてきたところである。 ○問題点の整理等 複数運用を前提としつつ、当初の見込み以上の取り崩しが生じた場合においても、民間企業の取組の進捗状況に応じた支援が可能となるよう、他基金も含めた基金全体として、一定の流動性資金を確保しておく必要がある。	中長期的には金利上昇局面にあることを踏まえ、財政課と連携しながら、基金の資金計画、運用可能な金額及び期間を精査し、債券等による複数年度の運用割合をこれまで以上に高めていくこととした。

（ⅱ） 基金の資金計画について 基金の資金運用について、安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するためには、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提となる。当該基金の性質上、将来の資金計画策定に一定の実務上の制約はあったとしても、実務的に可能な限り、複数年度運用を前提とした資金計画を策定するべきであると考える。	短期	○指摘事項に係る事実関係等 本基金は脱炭素に向けた民間企業への設備投資等への支援を目的に造成されており、基金造成当時より民間企業の取組の進捗状況に応じて取り崩すこと前提としている。 そのため、企業の意思決定後、企業の投資実施に柔軟かつ速やかに対応する必要があり、かつ、長期的な資金計画を立てることが困難であった。 ○問題点の整理等 民間企業のカーボンニュートラル関連の投資判断は、国の支援制度、経済状況や技術革新の見通しなど様々な要素を考慮してなされるものであることから、長期的な資金計画を立て難いことは事実であるものの、実務的に可能な範囲において、複数年度の運用を想定とした資金計画を策定する必要がある。	基金の設置目的や今後の事業実施見込等を踏まえ、財政課と連携しながら、予算編成を通じて、毎年度、実務的に可能な範囲において、複数年度の運用を想定した資金計画を策定することとした。

注）１「１指摘事項の概要」欄は、監査結果報告における指摘事項の内容を要約し、簡潔、明瞭に記載すること。
２「短期・中長期」の別は、第２回定例会前までに措置を講じることができるものは「短期」、それ以外は「中長期」と記載すること。
３「指摘事項についての整理検討内容」欄は、「指摘事項に係る事実関係、背景、事情、原因」などを、「問題点の整理、現状分析」などを記載すること。（監査結果報告書から抜粋するのではなく、所管課自らが整理して記載すること。）
４「指摘事項に基づく措置等」欄は、「短期」は具体的措置を、「中長期」は措置の検討方針（方法、手段、手順、日程等）を記載すること。

資料３－６

令和７年 第２回定例会 総務企画委員会資料

議員提案条例の執行状況の報告について

＜関連条例＞

茨城県健康長寿日本一を目指す条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２

令和７年６月11日

政 策 企 画 部

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1　条例の基本事項

条例の名称	茨城県健康長寿日本一を目指す条例		
担当課（室）	健康推進課	公 布 日	令和６年６月 25 日
報告の根拠	第 26 条(年次報告)		

2　条例の概要・施策体系図・推進体制等

（１）条例の概要・施策体系図

茨城県健康長寿日本一を目指す条例【概要版】

１　目　的（第1条）

○健康づくりについて基本理念等を定め、県の責務・県民等の役割を明らかにすることにより、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進

○県民一人一人が様々な場において、生涯にわたって、ウェルビーイングで生き生きと暮らし活躍できる地域社会の実現と健康寿命の延伸に寄与

２　定　義（第2条）

○健康寿命　：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
○健康づくり：全ての県民が健やかで心豊かに暮らすことができるよう、栄養及び食生活並びに運動、休養、喫煙、飲酒、歯及び口腔の健康に関する生活習慣の改善等に主体的に取り組むこと

３　基本理念（第3条）

○健康づくりは、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。
（１）県民が生き生きと暮らすことができるよう、県民一人一人の心身の健康の保持及び増進を図るための取組であって、その年齢、心身の状態等に応じ、生涯にわたって行うこと。
（２）県民一人一人の健康が県民生活の向上の基礎となることに鑑み、県民の相互の協力の下、社会全体として推進すること。
（３）保健、医療その他関連分野における予防医学等の専門的な知見に基づき、県民総参加により推進すること。

４　各主体の役割等（第４条－第８条）

○県の責務（総合的かつ計画的な施策の策定等）、市町村との連携協力等、県民・健康づくり関係者・事業者の役割を明確化

５　基本計画（第9条）

○県民の健康づくりを効果的に推進するための計画を策定

６　基本的施策（第10条―第25条）

（１）調査研究等（第10条）
○情報の収集・分析・調査研究、市町村における情報の収集等の協力　等

（２）生活習慣病の予防等（第11条）
○健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備　等

（３）認知症の予防等（第12条）
○診断、治療等を受診しやすい環境の整備、正しい知識の普及啓発・理解の増進　等

（４）フレイルの予防及び改善（第13条）
○相談体制の整備、普及啓発　等

（５）オーラルフレイルの予防及び改善（第14条）
○歯科検診等を受診しやすい環境の整備、普及啓発　等

（６）感染症の予防（第15条）
○感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発　等

（７）栄養学等に関する知識の習得等（第16条）
○栄養学及び食育に関する知識の習得の指導、食事・飲酒に関する普及啓発　等

（８）運動の習慣化の推進等（第17条）
○筋肉トレーニング等の運動を実践しやすい環境整備、運動を行う習慣の定着の推進等

（９）適切な休養等（第18条）
○日常生活における適切な休養・睡眠の重要性に関する普及啓発　等

(10)心の健康の保持等（第19条）
○相談体制の整備・普及啓発　等

(11)高齢者の健康づくり（第20条）
○健康づくりに関する普及啓発、高齢者が過ごしやすい居場所づくり、環境整備等

(12)女性の健康づくり（第21条）
○女性に特有の問題を解決し、自ら健康の保持・増進に取り組むための環境整備　等

(13)県民の理解の促進（第22条）
○健康づくりの重要性についての県民の理解・関心を深めるための情報の提供　等

(14)人生会議に関する普及啓発等（第23条）
○人生会議についての県民の理解・関心を深めるための普及啓発、人材の育成　等

(15)健康づくりに関する教育の推進（第24条）
○乳幼児期から健康な生活習慣を身に付けるための学校等における教育の推進　等

(16)人材の確保及び育成（第25条）
○健康づくりに関する専門的な人材の確保・育成　等

７　その他
○年次報告（第26条）　○推進体制の整備（第27条）　○財政上の措置（第28条）

８　施行日　公布の日

（２）推進体制

（推進体制の整備）
第 27 条　県は、この条例に基づく健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するため、当該施策に係る体制を整備するよう努めるものとする。

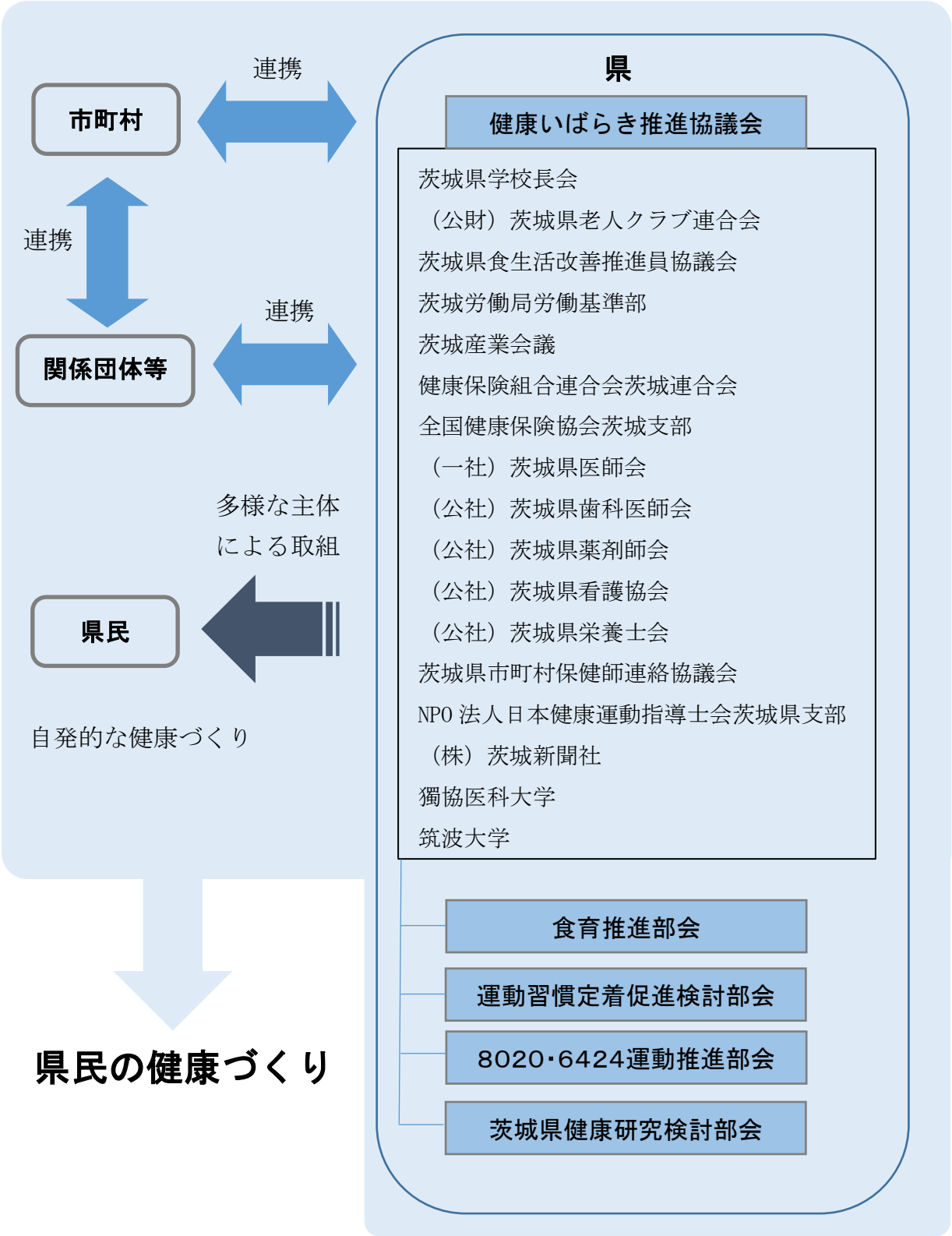

（３）条例制定後の主な取組

１　基本計画、施策等の策定状況

第４次健康いばらき 21 プラン（令和６年度～令和 17 年度）

２　条例制定時に課題とされた事項に係る調査結果等

本県の健康寿命（令和４年）

男性 72.67 年（全国 19 位）、女性 75.12 年（全国 36 位）

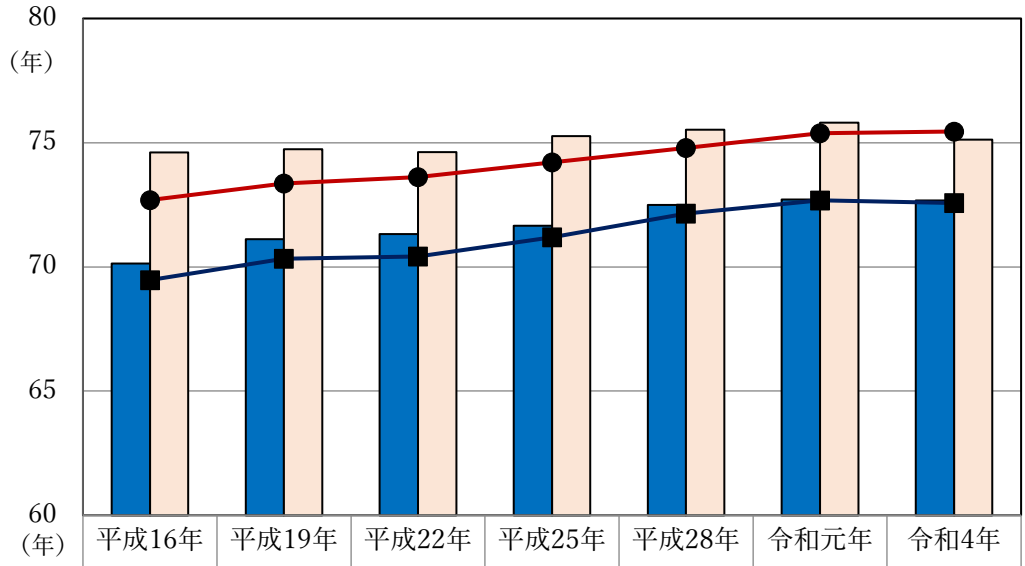

	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年	平成28年	令和元年	令和4年
茨城県　男	70.14	71.12	71.32	71.66	72.50	72.71	72.67
茨城県　女	74.61	74.74	74.62	75.26	75.52	75.80	75.12
全国　男	69.47	70.33	70.42	71.19	72.14	72.68	72.57
全国　女	72.69	73.36	73.62	74.21	74.79	75.38	75.45

出典：「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」（厚生労働科学研究費補助金）

３　その他

○「健康長寿チェック表」の作成（令和７年３月末）

・県民の健康づくりを推進するため、県民に実践していただきたい生活習慣等について具体的に記載した「健康長寿チェック表」を作成

（作成物）①チラシ・・・Ａ４カラー・両面／部数：30,000 部

②ポスター・・Ａ３カラー・片面／部数：　2,000 部

（配布等）・県出先機関、市町村、学校、老人ホーム、関係団体、商業施設等へ配布

・県ホームページへ掲載

・県広報誌「ひばり（５月号）」へ掲載

３　条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組（政策企画部関連抜粋）

本県では、「茨城県健康長寿日本一を目指す条例」や「第４次健康いばらき 21 プラン」に基づき、生涯にわたって、ウェルビーイングで生き生きと暮らし活躍できる地域社会の実現及び健康寿命の延伸を目指し、下記の各種取組について、関係機関と連携を図りながら総合的に実施しているところ。

（８）運動の習慣化の推進等（第 17 条関係）

<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業
主体</th><th>事業の内容</th><th>前年度
最終予算額
［千円］
今年度
当初予算額
［千円］</th></tr>
<tr><td>【前年度の実施状況及び成果】
県生涯スポーツ推進事業</td><td>県</td><td>＜実施状況＞
県民誰もが、自分の体力や適性に合ったスポーツを楽しむことができるよう、地域における生涯スポーツ推進体制の確立を図った。

○生涯スポーツ指導者の養成
専門知識や高い指導技術の修得を目的とした指導者養成講習会を実施するとともに、市町村と連携し、養成した指導者の活躍の場を設けるなど、活用の促進を図った。
<table><tr><td>茨城県生涯スポーツ指導員養成講習会兼スポーツリーダーバンク登録指導者講習会</td><td>受講者：
16 人</td></tr></table>○スポーツリーダーバンクの充実
スポーツ・レクリエーション団体等から推薦された指導者並びに生涯スポーツ指導員養成講習会を受講した者の県スポーツリーダーバンクへの登録を促すとともに、その情報を県民へ広く周知し、指導員の活用を図った。
<table><tr><td>県スポーツリーダーバンク
登録指導者</td><td>411 人
(R7.3.31 現在)</td></tr></table>○働く世代のためのスポーツ活動支援
「働く世代」が運動しやすい環境づくりを目指し、県内事業所や総合型地域スポーツクラブ等が行うモデル事業への支援やスポーツの有用性に関する啓発等を行うことで、スポーツ実施率の向上を図った。
<table><tr><td>働く世代のスポーツ活動
支援事業補助金</td><td>11 事業
1,744 千円</td></tr></table>○スポーツ情報ホームページ運営
県民に広くスポーツイベントやスポーツ施設、スポーツ指導者等の情報提供を行い、スポーツに対する関心度の向上を図った。
○総合型地域スポーツクラブの育成
市町村を訪問し、スポーツ教室等における総合型地域スポーツクラブの活用を働きかけるとともに、県内のスポーツクラブに対し、活用可能な財源に係る情報提供を行うなど、活動支援を行い、総合型地域スポーツクラブの</td><td>7,008</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>育成を図った。
<table><tr><td>市町村訪問</td><td>16 件</td></tr><tr><td>総合型地域スポーツクラブ数</td><td>34 市町村
49 クラブ
(R7.3.31 現在)</td></tr></table>
＜成果＞
生涯スポーツ指導者の育成・活用促進、働く世代のスポーツ活動支援、県民への県内スポーツ情報の提供等の取組により、県内の生涯スポーツの推進を図ることができた。
(政策企画部　スポーツ推進課)</td><td></td></tr>
<tr><td>【<u>今後の取組</u>】
県生涯スポーツ推進事業</td><td>県</td><td>上記取組について継続して実施し、県民誰もがスポーツを楽しむことができるよう、地域における生涯スポーツの推進を図る。</td><td>7,180</td></tr>
<tr><td>【<u>前年度の実施状況及び成果</u>】
県北ニューツーリズム推進事業</td><td>県</td><td>＜実施状況＞
地域に点在する自然、歴史・文化遺産、などの多様な地域資源をハイキング道などで一体的につなぎ、広域的に歩きながら地域を巡るロングトレイルコースとして整備し、新たな滞在・体験型の観光資源として活用するとともに、ロングトレイルを活用した健康づくりの推進を図った。

○常陸国ロングトレイルコースの整備・活用等
ロングトレイルコースの整備・保全を行うため、コース底地の権利関係調整やコース下草刈、道標や案内板の作成及び設置を行った。
<table><tr><td>総距離</td><td>開通済(R6 まで)</td></tr><tr><td>約 320km</td><td>約 275km</td></tr></table>
○県内外向け情報発信等
コースマップやホームページなどで、コースやコース上の地域資源の一体的な発信を行った。
・R6 年度ロングトレイル来訪者数：約 10 万人

＜成果＞
ロングトレイルの整備のほか、登山アプリと連携したデジタルスタンプラリーやコンテンツの磨き上げなどを実施することにより、初心者から登山愛好家など、幅広い層の方に、ロングトレイルの魅力を発信し、来訪者数の増加を図ることができた。
(政策企画部　県北振興局)</td><td>122,054</td></tr>
<tr><td>【<u>今後の取組</u>】
県北ニューツーリズム推進事業</td><td>県</td><td>常陸国ロングトレイルの魅力を活かしながら、年齢問わず、幅広い方に来ていただけるよう、引き続きロングトレイルの整備・保全を図り、県民の健康づくりを推進する。</td><td>98,900</td></tr>
</table>